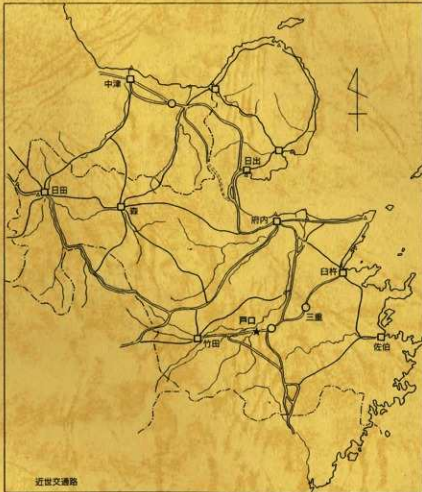


国道502号線道路改良工事に伴う調査

戸口遺跡



2002

大分県教育委員会

戸 口 遺 跡

大 分 県 教 育 委 員 会



戸口遺跡の空中写真



戸口遺跡 旧往環屈折部の遺構（手前が北）



1. 戸口遺跡北端部



2. 北側の石垣と水跡（北から）



3. 西側石垣の北端部（西から）



4. 西側石垣



5. 西側石垣



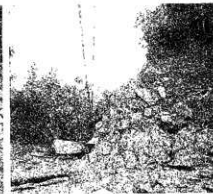
6. 西側石垣



7. 西側石垣



8. 西側石垣



9. 往還屈折部



10. 往還の路面と斜面

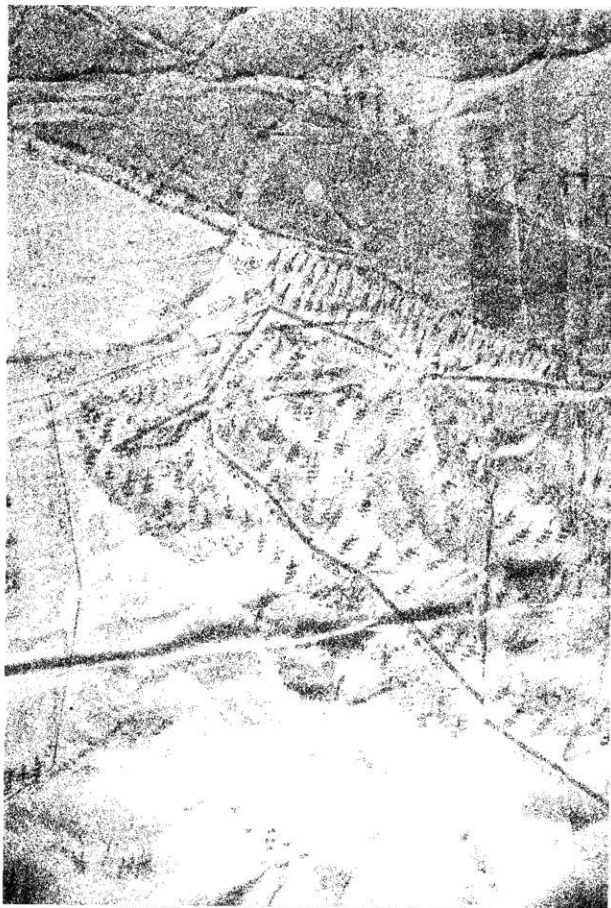


11. 東側石垣



12. 東側石垣

図版 4



白土塗絵圖、最上部道路屈折部左側が岩戸屋番所（上が北西方向）

序

今回、報告します戸口遺跡は大野川中流域の大野郡三重町内の西部に位置し、江戸時代には白杵藩によって設置された「岩戸口屋番所」の跡地であります。「岩戸口屋番所」は白杵藩によって岡藩領と対峙する交通路の要地に設置された重要な施設でした。

この戸口遺跡が所在する場所に国道502号線道路改良工事が実施されることになりましたが、大分県教育委員会では工事に先立ち、開発事業と文化財保護との円滑な調整を図るために予定地に所在する埋蔵文化財の発掘調査を実施しました。

発掘調査の結果、江戸時代に設置された「岩戸口屋番所」の石垣遺構や、旧往還の遺構の存在が明らかになりました。この調査によって多くの貴重な資料を得ることができ、このたび報告書として刊行することになりました。本書が先人の残した歴史遺産を将来も守り伝えていく契機となれば幸いです。

最後に発掘調査・報告書作成に御協力いただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成14年3月29日

大分県教育委員会教育長

石 川 公 一

例 言

1. 本書は、大分県教育委員会が国道502号線道路改良工事にともなって調査を行った戸口遺跡の発掘調査報告書である。
2. 遺物の整理作業は大分県教育庁文化課資料室で行った。
3. 遺跡・遺物写真は各調査員が撮影した。
4. 遺構の実測は各調査員が行った。
5. 遺物・写真・実測図等は大分県教育庁文化課資料室で保管している。
6. 本書の編集・執筆は綿貫俊一が行った。なお付論は芦刈政治調査指導員が執筆した。
7. 本書に用いた方位は特に記載がない場合を除いて真北である。ただし石塔の方位は磁北で、側面の方位を計測した。
8. 調査に際しては小高謙一氏、小高正和氏、小高隆巳氏など、小高家の方々から御協力得た。

目 次

図 版

例 言

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	戸口遺跡の発掘調査	3
第3章	内ヶ城地区の伝小高家墓地	21
第4章	まとめ	25
付 論	白杵藩岩戸口屋番所について (芦刈政治)	28

挿 図 目 次

第1図	戸口遺跡周辺の遺跡……………	3	第17図	Loc. 3石塔拓影(1)……………	17
第2図	戸口遺跡地形図……………	4	第18図	戸口遺跡Loc. 3石塔実測図(2)……………	18
第3図	戸口遺跡調査地点及び石垣位置図……………	5	第19図	Loc. 3石塔拓影(2)……………	18
第4図	戸口遺跡の遺物……………	7	第20図	戸口遺跡Loc. 3石塔実測図(3)……………	19
第5図	戸口遺跡の遺物……………	10	第21図	Loc. 3石塔拓影(3)……………	19
第6図	戸口遺跡の遺物……………	11	第22図	戸口遺跡Loc. 1石塔群分布図……………	20
第7図	戸口遺跡の遺物……………	12	第23図	戸口遺跡Loc. 2の庚申塔群……………	20
第8図	戸口遺跡の遺物……………	13	第24図	戸口遺跡Loc. 2の1号庚申塔……………	20
第9図	戸口遺跡の遺物……………	14	第25図	戸口遺跡Loc. 2の5号庚申塔……………	20
第10図	戸口遺跡Loc. 1石塔実測図……………	15	第26図	Loc. 2の5号庚申塔碁中名……………	20
第11図	Loc. 1石塔拓影……………	15	第27図	小高家古墓(字内ヶ城)配置図……………	21
第12図	戸口遺跡Loc. 2石塔実測図(1)……………	16	第28図	小高家古墓(字内ヶ城)実測図(1)……………	22
第13図	Loc. 2石塔拓影(1)……………	16	第29図	小高家古墓(字内ヶ城)実測図(2)……………	23
第14図	戸口遺跡Loc. 2石塔実測図(1)……………	17	第30図	三重町周辺の板碑形庚申塔・板碑形墓石の交遷……………	27
第15図	Loc. 2石塔拓影(2)……………	17			
第16図	戸口遺跡Loc. 3石塔実測図(1)……………	17			

巻 頭 図 版 目 次

図版 1	戸口遺跡の空中写真	図版 4	白杵藩絵図
図版 2	戸口遺跡 旧往還屈折部の遺構	7.	西側石垣
図版 3	1. 戸口遺跡北端部 2. 北側の石垣と水跡(北から) 3. 西側石垣の北端部(西から) 4. 西側石垣 5. 西側石垣 6. 西側石垣	8.	西側石垣
		9.	往還屈折部
		10.	往還の路面と斜面
		11.	東側石垣
		12.	東側石垣

観 察 表 目 次

第1表	戸口遺跡遺物観察表……………	6	第3表	戸口遺跡遺物観察表……………	6
第2表	戸口遺跡遺物観察表……………	6	第4表	戸口遺跡遺物観察表……………	8

別 添 図

第1図	岩戸口屋番所跡北半と旧往還	第2図	岩戸口屋番所跡と旧往還の石垣立面図
-----	---------------	-----	-------------------

第1章 はじめに

1. 調査に至る経過

大分県の中央部に位置する三重町と清川村・大野町・緒方町をむすぶ動脈である国道502号道路改良事業は継続されているが、既に終了し、道路も供用されている部分もある。このたびの工事区間付近は「戸口遺跡」として周知されており、旧石器時代後期の遺跡として知られていた。奥嶽川を挟んで対面に位置する清川村岩戸遺跡との位置関係から、遺跡が良好に遺存していることが予想された。また事前の情報収集においても、かつて「旧白杵藩時代の番所跡」との情報もあった。このような状況から平成12年12月、試掘調査を行った。ところが、旧石器時代後期の遺構・遺物は見つからず、事前の情報にあった番所跡・旧往還の遺構が良好に遺存していることがわかった。

試掘結果を受けて、大分県教育委員会は大分県土木建築部等、関係部局と協議を重ねてきた。その結果、この地点が道路工事によって大きく削りとられることが明らかになった。関係部局との協議の結果、戸口遺跡は本調査が必要と判断されたので、大分県土木建築部の依頼をうけ、平成13年2月20日から平成13年3月15日まで発掘調査を実施した。

調査主体 大分県教育委員会

田中 恒治 (教育長)

山本 芳直 (文化課長)

調査指導員 芦刈 政治 (三重町文化協会会長、三重町文化財保護委員会)

調査員 綿貫 俊一 (文化課埋蔵文化財第2係主査 現文化課発掘調査調整担当主査)

東保 春奈 (同 嘱託)

平野真由美 (同 嘱託)

遠部 慎 (同 嘱託)

2. 戸口遺跡周辺の歴史的背景

三重町周辺は丘陵地帯も広がっていることもあり、多くの特徴的な遺跡や史跡が多い。以下、戸口遺跡周辺の遺跡を概観する。

この辺りで最も古い遺跡として知られるのは、戸口遺跡の西に大野川の支流奥嶽川を隔てた河岸段丘上に位置する清川村岩戸遺跡である(第1図5)。発掘で、三枚の文化層と、石偶、礫群、及び多量の石器類が見つかった。一番下の文化層は、現在では4万年前近い古さとみられている。このような経緯から遺跡は現在、国指定史跡に指定されている。この他、旧石器時代後期の遺跡は近隣の各所に点在している(第1図9)。おそらく石器の材料になる流紋岩が奥嶽川の河床に点礁としてあることと、深い関連があるのだろう。

縄文時代の遺跡としては前述の岩戸遺跡、それに上下田遺跡(第1図8)がある。岩戸遺跡からは、縄文時代早期の無紋土器・押型紋土器が見ついている他、縄文時代晩期の黒川式土器や、上菅生B式土器と呼ばれる縄文時代最後の土器が見ついている。上下田遺跡は戸口遺跡の北東2キロの河岸段丘上に立地するが、縄文時代草創期初頭の槍先形尖頭器・細石刃・船野型細石核が見ついている。また三重町の宇対瀬遺跡では縄文時代後期中頃の土器や、晩期初頭の土器が見ついているなど、縄文時代の古い頃から新しい頃までの遺跡が残っている。

弥生時代になると遺跡が急増している。百枝遺跡に隣接する百枝陣箱遺跡では中期の住居跡や、弥生時代後期後半から古墳時代後期初頭の住居跡が47基見ついている(第1図10)。弥生時代に由来する

遺跡は百枝陣箱遺跡を含めて、大野川を挟んだ河岸段丘上に集落遺跡が大変多い。

古墳時代の遺跡として明らかなものに、前方後円墳の大塚古墳・重政古墳・立野古墳・竜ヶ鼻古墳・道の上古墳などがあり(第1図)、このうち立野古墳からは、円筒埴輪などが出ている。崖に穴を掘って墓とした横穴墓も多く、十六山横穴墓、竜ヶ鼻横穴墓群、穴井横穴墓群がある(第1図14)。十六山横穴墓では、中から二体の人骨や直線紋のある鹿角剣装具が出ている。一方、集落遺跡としては6世紀代の遺物をだした字対瀬遺跡があり、その背後の崖に岩屋迫横穴群が位置する。これらの遺跡は、大野川右岸の河岸段丘地帯と、三重町中心部を取り巻く台地の端部に立地する。

奈良時代に入るとこの辺りは豊後国大野郡に入り、三重郷に属する。三重郷は、郡衙の推定地であるだけではなく、「豊後国風土記」に記されているように、「三重駅」、「とぶひ」も置かれていたようである。このように辺りは8世紀頃には本格的に開発がされはじめたことが推定される他、交通の要衝であったことがわかる。また大野郡でも古い寺院と推定される蓮城寺も平安時代には建立されたと考えられている。また国指定史跡となっている「菅尾の石仏」も平安時代末までに制作されたようである。

三重郷は、中世鎌倉時代に入っても、三重荘となった形跡はなく、国衙領のままであったようである。中世にいと多くの古文書にも登場してくる。鎌倉時代の豊後国因田帳には、三重郷は「三重郷百八十町、地頭職新田陸奥守殿……」とある。また室町時代の貞治3年(1364)の氏時所領注進状には、三重郷が守護領の中に見える。室町～戦国期には、大友氏が香掛・丹生・浅生・斎藤・一万田・吉岡・戸次・業師寺などの家来に郷内の地を預けているし、三重郷支配のため、森迫氏が代官として置いている。その後、天正14年(1586)に南九州から島津氏の武士団が豊後に乱入し、三重郷内の松尾城に拠点を置いており、この地方も戦乱に巻き込まれている。この戸口遺跡がある地区も古くからの主要幹線であったと推定されるので、戦国の武士が往来したことが予想できる。これを物語るように戸口の南側丘陵上に内ヶ城(うちがじょう)という地名があり、中世の山城跡に因むものと考えられる(第1図2、4)。

江戸時代になると、稲葉氏が臼杵藩の近世大名として戸口遺跡のある三重郷一帯を統治するようになる。戸口遺跡のある中尾地区は、山片村に属する。この戸口を含む奥嶽川～大野川の右岸は、対面である左岸の中川氏の支配する岡藩領と対峙する地域である。岡藩領の岩戸と対峙する臼杵藩領の戸口の間は地形的に勾配が緩く、ここへ通じる道が古くより幹線であったことの原因である。このような経緯から、岡藩と臼杵藩は、奥嶽川を挟む岩戸と戸口に、それぞれ番所を設置している。ここが明治時代に入っても交通の要衝だったようで、西南の役の際にも西郷軍と官軍の兵隊が往来している。

3. 戸口遺跡の立地・環境

戸口遺跡は大分県大野郡三重町大字久田中尾720～734番地・通称岩戸口に所在する。

戸口遺跡の所在する三重町は奥豊後と呼ばれる大野川中流域に大きくは相当する。なかでも大野川・奥嶽川の南にあたり、南西部から東部にかけて祖母・傾山系などに関わる中央構造線に相当する山岳部分を除いて、なだらかな丘陵・段丘地帯が概ね広がっている。大きな川である大野川・奥嶽川が流れる西部地域は、侵食のために大規模な懸崖が発達している。戸口遺跡は懸崖の発達した河岸段丘上に立地する。遺跡の東は阿蘇IV(溶結凝灰岩)を基盤とする台地の西側斜面部にあたる。旧往還はこうした懸崖や斜面部を樺掛け状に通じている(第1図)。とりわけ戸口遺跡の対面にあたる岩戸地区は西から延びる段丘が階段上になり、大野川との比高差が減る部分である。戸口側も道を作ることの不可能な崖状地形ではなく、急な斜面となっている。こうした場所を樺状に斜行する道が形成されている。奥嶽川・大野川が東流するこの辺りは概ね崖地形が連続しており、交通路設定に不便を来す場所が大半であるが、岩戸～戸口間はそれが緩和された場所である。

第2章 戸口遺跡の発掘調査

1. 発掘調査概要

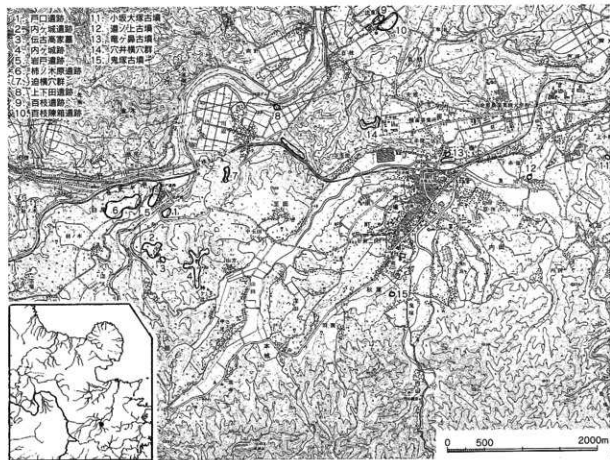
調査地は、やや南北に長い河岸段丘の北半部に位置するが、中でも丘陵斜面部と接する北部は古くから現代に至る往還として利用されてきた。この往還が使用されなくなったのは、戦後現在の国道502号線が開通してからである。また旧臼杵藩の番所跡もこの往還に接するように設けられていた。このため調査は遺構の存在が予想される北部を中心として行った(第2図)。具体的には旧往還の石畳部分を露出させるために堆積した土砂の除去と遺構の図化作業、更に番所の周囲にある石垣の図化作業を行った。番所自体の構造物である礎石は、明治時代に番所制度が廃止され、耕地化の際に除去されている。

調査の進展に伴って番所跡に接する道部分から多量の遺物と共に水路と石畳風の石組み遺構が見つかった。その他、工事予定地内に存在する石塔類の調査もあわせておこなった。

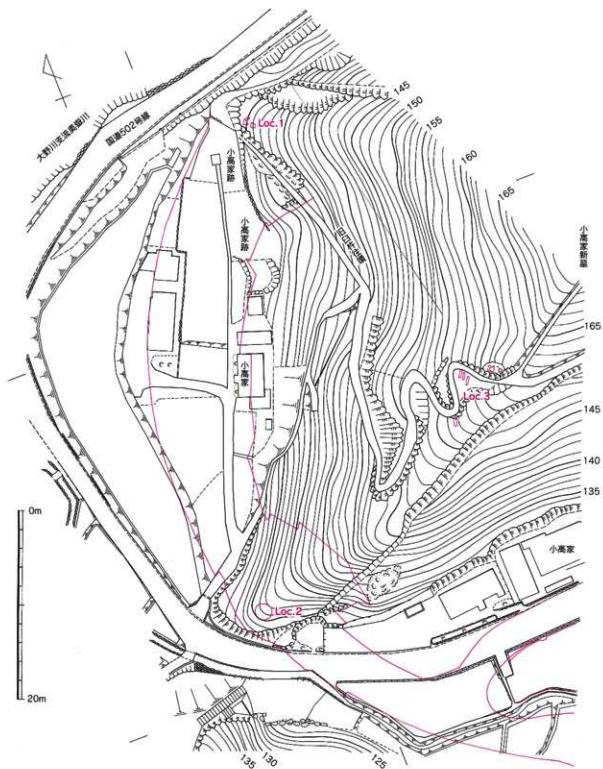
2. 遺構

遺跡は旧臼杵藩の番所跡と臼杵方向への旧往還からなる。番所跡は地形上の段丘面になっているが、最も北側は段丘平坦部の終わりである。ここから斜面を北へ斜行して渡河地点方向に下る他、番所跡の北から東側斜面を登坂する往還のL字形屈折点付近にある(第3図a)。遺構としては、番所の敷地を形成する東側石垣、西側谷部を臨む場所の石垣、旧往還に接する北側の石垣、旧往還の遺構などがある。

石垣 まず東側の石垣はI面とJ・K・L面からなっている(第3図、別添図1・2)。I面は長方

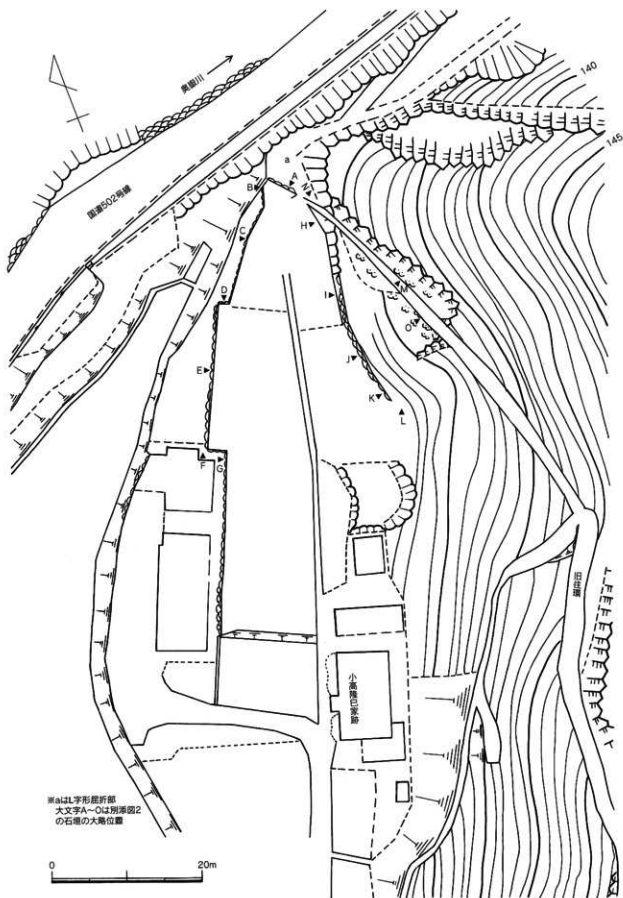


第1図 戸口遺跡周辺の遺跡



第2図 戸口遺跡地形図 ※Loc.1~Loc.3は石塔が位置する場所

形~方形に近い石を野面積み風に組み合わせで構築している。隅角部の積は、算木組み風の積であった。J・K面は正面観が長方形の石(長さ約40cm前後、幅約10cm前後)を用い、谷落し積み(矢羽積み)に仕上げている。この谷落し積みは明治年間以降の事例に多い。ただしK面の右半分はややこの形が崩れるが、基本的には谷落し積みである。L面はK面の側面部であり、平石積みとなっている。K面とL面との境界付近の隅角部は算木積み風の平積みである。番所敷地周りの石垣のうち、A・B・C・D・Eの各面は概ね長幅50cm前後の方形に近い石を一段毎に積み、二段目以降は下位の石間の上にくるよ



■はL字形屈折部
 大文字A-Oは別添図2
 の石塚の大略位置

0 20m

第3図 戸口遺跡調査地点及び石垣位置図

うな平積み手法である。ただしC面の右半分には部分的に小型の石を用いた谷落し積みが見られ、石垣の崩落に伴う修築を物語っている。F・G面も基本的には平積みである。しかしF面の右半分の根石には直径20cm前後の楕円石を用い、G面も部分的に亀甲積み状の石積み部が見られる。G面の根石は下から40cmの高さに涉ってモルタルで表面を補強している。

以上、岩戸屋番所跡周りの石垣を見てきたが、谷落し積みに関連するJ・K・L面を除いては概ね江戸時代の普請と考える。

次に旧往還の遺構を観察してみたい。番所跡の敷地北端は旧往還のL字形屈折部に接する石垣A面がある(第3図、別添第1図、別添第2図)。この石垣に平行して側溝が構築されている。更に道路を挟む北側にも側溝が構築されている。南側の側溝は番所跡への入口部(踏石)直下から、石垣並行部分までの領域があるが、西側谷部方向へ延びるかどうかは明確でない。南側の側溝は、北側は直方体状の切石が並べられており、道と敷地からの排水を目的としている。北側側溝は道路と急斜面部の間、更にL字形屈折部を横断するように構築されている。L字形屈折部を横断する部分の排水は西側谷部方向への引込みを図っているものである(第3図a)。北側側溝は道路と急斜面部の間は簡単な掘込みで、更にN面に見られるように溝を画する簡単な石積みが部分的に構築している(別添第2図)。ただしL字形屈折部を横断する部分は直方体状の切石によって構築している(別添第1・2図)。この北側側溝はL字形屈折部より北の道路面への流れ出しと、急斜面部からの水の流入を防ぐことに主眼があったものとみられる。

L字形屈折部より北の道路面は奥嶽川の渡河地点へ下って行くが、道路と西側急斜面部を画する石列が見られる。この石列は全域に涉って構築されているのではなく、部分的なものである。

第1表 戸口遺跡遺物観察表

法量()は反転復元径又は残存器高

No.	出土地点	種類	器種	法量 (cm)				材質	備考
				長さ	幅	厚さ	重量		
4図-1	石量	石製品	硯	(15.3)	6.9	2.9	486.0g	文紋岩	裏面に線刻文字有
4図-2	Loc.3法界供養塔	石製品	経石?	7.95	5.9	2.9	212.3g	チャート	全面に墨書有

第2表 戸口遺跡遺物観察表

No.	出土地点	種類	器種	法量 (cm)					備考
				最大長	最大幅	最大厚	最小厚	頭部最大幅	
8図-5	L字形屈折部(第3図a)	鉄器	楔	7.1	4.5	2.8	0.7	5.4	
8図-6	L字形屈折部(第3図a)	鉄器	楔	7.05	4.4	2.2	0.7	5.4	
8図-7	L字形屈折部(第3図a)	鉄器	楔	8.5	4.4	2.8	0.9	4.9	
8図-8	L字形屈折部(第3図a)	鉄器	楔	9.4	4.2	3.2	0.9	4.5	

第3表 戸口遺跡遺物観察表

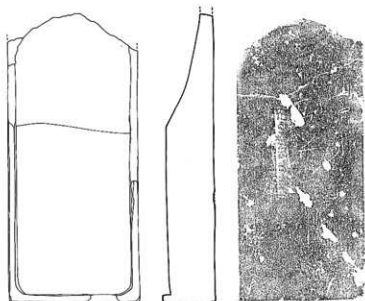
法量()は反転復元径又は残存器高

No.	出土地点	種類	器種	法量 (cm)					材質	備考
				径	底径	物配り穴径	器高	重量		
9図-1	西側石垣~L字形屈折部	石製品	茶臼(下白)	(20.3)	32.4	—	(10.0)	15.2kg	砂岩	受皿部径(40.9) 軸受心溝径(1.5×1.5)
9図-2	西側石垣~L字形屈折部	石製品	茶臼(下白)	(18.3)	(25.8)	—	(10.8)	3.0kg	砂岩	反転復元
9図-3	西側石垣~L字形屈折部	石製品	挽臼(上白)	(36.0)	(34.4)	(3.7×2.5)?	(8.6)	4.2kg	凝灰岩	反転復元
9図-4	西側石垣~L字形屈折部	石製品	挽臼(上白)	(39.4)	(37.8)	—	(8.8)	1.9kg	凝灰岩?	反転復元
9図-5	西側石垣~L字形屈折部	石製品	挽臼(上白)	—	—	(4.2)	(8.2)	2.2kg	凝灰岩	
9図-6	西側石垣~L字形屈折部	石製品	挽臼(下白)	—	—	—	(5.9)	1.5kg	凝灰岩	底面被熱? スス付着
9図-7	西側石垣~L字形屈折部	石製品	つき臼	—	—	—	(9.2)	1.0kg	凝灰岩	

なお、旧往還に接する斜面部には阿蘇溶結凝灰岩 (Aso-IV) が露出している部分がある。この部分は旧往還構築に際して、鑿・楔などを用いて掘削している。岩肌には鑿の痕跡が各所に残っており、掘削の状況を物語っている。階段状に掘り込んだ部分もあった。

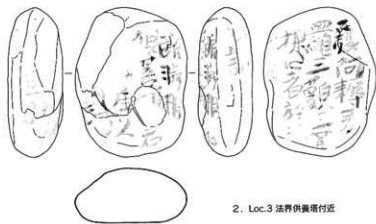
3. 遺物・石塔

遺物観察表に示すとおりの遺物が出ている。その大半はほとんど陶磁器類である。一部、鑿、石臼、硯なども見つかった。その多くは番所跡北端に接する往還の表土層内から見つかった。他、番所跡西側の石垣付近から見つかった。とくに番所跡北端に接する往還の表土層内からの遺物は、焼けてはじけたものがみられた。この



1 竪窟の線刻で「山片村小高米道」と明確に記されている。

地点に北接する石塔の分布域 Loc. 1 に墓石が放置されているが、やはり焼けてはじけている。旧地主の小高正和・隆巳氏の話では「明治になって早い頃に火事があった。」という。その後、小高家は南東の里道沿いに移転する（当時、国道はなかった）。要するに番所跡北端に接する往還の表土層内からの遺物は、火事に際して投棄されたのであろう。更に江戸時代から火事があった明治21・22年までの一括投棄遺物の可能性が高い。そうした眼で遺物を見ると一点を除く全てが18世紀前半から1877年～1886年（明治10年代）までに製作された陶磁器である。古いとした一点もその製作年代は1690～1740年まで制作期間幅がみられるものであるなど、明確に17世紀に遡る遺物はない。



2. Loc.3 法界供養塔付近

次に石塔類を簡単に解説する。戸口遺跡においては三箇所石塔が観察された（第2図）。Loc. 1からは寛政10年（1798）銘の近世墓、延宝8年（1680）銘の庚申塔、延享3年（1746）銘の庚申塔が斜面に倒壊・遺棄状態で見つかった（第22図）。何れも凝灰岩を石材とし、形は矢筒彫り。庚申塔のうち、延宝8年銘例は梵字を圏線で囲むが、延享3年銘例は圏線がな

第4図 戸口遺跡の遺物

第4表 戸口遺跡遺物観察表

#吉田寛 作成 製作年代の[C]は“世紀”の記号 法量()は反転復元径又は残存器高

No.	出土地点	種類	器種	法量 (cm)			成形	裝飾				製作地	製作年代	備考
				口径	器高	底径		文様						
								絵付・染楽	外面	内面	見込			
5図-1	石畳	磁器	碗	—	(5.1)	—	ロクロ	染付透明釉	格子	格子 襷子 襷子	襷子 襷子 襷子	肥前	18c後半	反転復元 見込純/目輪割ぎ
5図-2	石畳	磁器	碗	(10.4)	6.45	(4.0)	ロクロ	染付透明釉	水辺風景	格子 襷子 襷子	襷子 襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 端反碗
5図-3	石畳	磁器	碗	—	(5.2)	(5.6)	ロクロ	染付透明釉	千両花	千両花	襷子 襷子	肥前	1780~1820年代	反転復元 広東碗
5図-4	石畳	磁器	碗	(13.3)	(5.8)	—	ロクロ	染付透明釉	水辺風景	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 端反碗
5図-5	石畳	磁器	碗	(10.8)	(4.8)	—	ロクロ	染付透明釉	松・山水	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 端反碗 焼成不良
5図-6	石畳	磁器	碗	(11.0)	5.65	(4.0)	ロクロ	染付透明釉	襷子 襷子	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 端反碗 見込純/目輪割ぎ
5図-7	西暦石垣	磁器	碗	—	(4.7)	4.0	ロクロ	染付透明釉	植物	植物	襷子 襷子	肥前	18c後半	一部反転復元 コニヤク印判 灰碗
5図-8	石畳	磁器	碗	(7.6)	5.8	3.6	ロクロ	染付透明釉	襷子 襷子	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	18c後半	一部反転復元 コニヤク印判 筒形碗
5図-9	石畳	磁器	碗	(8.0)	4.65	3.0	ロクロ	染付透明釉	襷子 襷子	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	18c前半	一部反転復元 口縁
5図-10	石畳	磁器	碗	(12.2)	4.65	(4.4)	ロクロ	染付透明釉	格子	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 見込純/目輪割ぎ
5図-11	石畳	磁器	碗	(9.35)	4.95	(3.6)	ロクロ	染付透明釉	梅花	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	18c後半	反転復元 焼成不良 くらわんが
5図-12	石畳	磁器	碗	(6.0)	5.05	(3.2)	ロクロ	染付透明釉	梅花	襷子 襷子	襷子 襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 焼成不良 側面に漆着痕
5図-13	石畳	磁器	小坏	(6.2)	4.35	(2.8)	ロクロ	染付透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	明治10年代	反転復元
5図-14	石畳	磁器	碗	(6.9)	5.65	(3.8)	ロクロ	染付透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	1820~1860年代	反転復元 焼成不良
5図-15	石畳	磁器	缸皿	(7.6)	3.1	3.1	ロクロ	染付透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	18c後半~18c中頃	反転復元
5図-16	石畳	磁器	小坏	—	(4.2)	2.8	ロクロ	染付透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	18c末~19c中頃	一部反転復元
5図-17	石畳	磁器	仏飯器	—	(4.45)	(4.7)	ロクロ	色絵透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	19c前半~中頃	一部反転復元 シボリ痕有
5図-18	石畳	磁器	仏飯器	—	(4.95)	4.8	ロクロ	色絵透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前	19c前半~中頃	一部反転復元 シボリ痕有
5図-19	石畳	陶器	鉢皿	—	(2.7)	4.3	ロクロ	灰輪・白土	襷子	襷子	襷子	肥前	18c前半	
6図-1	石畳	磁器	碗	(10.2)	5.4	(4.0)	ロクロ	染付透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	反転復元 型痕附 端反碗
6図-2	石畳	磁器	碗	(10.8)	6.2	3.9	ロクロ	染付透明釉	花卉	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	一部反転復元 型痕附 端反碗
6図-3	東暦石垣	磁器	碗	—	(3.55)	3.9	ロクロ	染付透明釉	植物?	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	一部反転復元 型痕附 端反碗
6図-4	石畳	磁器	碗	—	(4.0)	(3.55)	ロクロ	染付透明釉	花卉	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	一部反転復元 型痕附 端反碗
6図-5	石畳	磁器	碗	(11.0)	5.45	(4.2)	ロクロ	染付透明釉	草花	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	反転復元 型痕附 見込純/目輪割ぎ
6図-6	石畳	磁器	碗	—	(4.5)	4.1	ロクロ	染付透明釉	草花	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	一部反転復元 型痕附 見込純/目輪割ぎ
6図-7	石畳	磁器	碗	—	(4.2)	(3.8)	ロクロ	染付透明釉	草花	襷子	襷子	肥前?	明治初年~10年代	一部反転復元 型痕附 見込純/目輪割ぎ
6図-8	西暦石垣	磁器	皿	(13.8)	3.7	(7.9)	ロクロ	染付透明釉	唐草	襷子	襷子	肥前	18c後半	反転復元
6図-9	石畳	磁器	皿	(13.6)	4.05	7.9	ロクロ	染付透明釉	唐草	襷子	襷子	肥前	18c後半	一部反転復元 コニヤク印判
6図-10	石畳	磁器	皿	(12.6)	2.95	8.4	ロクロ	染付透明釉	唐草	襷子	襷子	肥前	18c後半	反転復元 コニヤク印判
6図-11	石畳	磁器	皿	(12.8)	3.1	(7.6)	型打	染付透明釉	唐草	襷子	襷子	肥前?	1870~1890年代	反転復元 純/目輪割ぎ付 梅花
6図-12	石畳	陶器	鉢	(20.0)	(4.6)	—	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系?	19c	反転復元 取手一部残存
7図-1	石畳	陶器	甕	(17.1)	(10.0)	—	ロクロ	灰輪	襷子	襷子	襷子	不明	19c	反転復元 外面に付着物有
7図-2	石畳	陶器	鉢・甕	—	(3.9)	(8.4)	ロクロ	灰輪	襷子	襷子	襷子	不明	19c	反転復元
7図-3	西暦石垣	陶器	鉢	(18.5)	8.85	8.3	ロクロ	透明釉	襷子	襷子	襷子	肥前系?	19c	一部反転復元 見込純/目輪割ぎ
7図-4	石畳	瓦葺土器	火鉢	(23.4)	(8.9)	—	ロクロ	—	襷子	襷子	襷子	不明	19c	反転復元 表面割手痕有 陶割付
7図-5	石畳	陶器	甕	(29.3)	(7.15)	—	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系?	19c	反転復元 口縁部に目輪割ぎ残存
7図-6	石畳	陶器	甕	(40.6)	(7.9)	—	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系?	19c	反転復元
8図-1	西暦石垣	陶器	摺鉢	(38.4)	(16.1)	(19.0)	ロクロ	—	襷子	襷子	襷子	肥前系	19c	器底のない異型器を合成反転復元
8図-2	石畳	陶器	摺鉢	(30.6)	(12.2)	—	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系	19c	反転復元
8図-3	石畳	陶器	摺鉢	(32.6)	(9.8)	—	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系	19c	反転復元
8図-4	石畳	陶器	摺鉢	—	(5.15)	(14.3)	ロクロ	鉄輪	襷子	襷子	襷子	肥前系	19c	反転復元 底部糸切り痕

く、調整も粗い。庚申塔の正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。

Loc. 2は斜面部で、6基の庚申塔が地面に並べ寝かした状態で見つかった(第23図)。享保5年(1720)銘の庚申塔は、剣形(板碑形)で圏線内に梵字を有する(第12図)。享保19年(1734)銘庚申塔は、正面形態は上部方向に広がり、頂部の角部を丸く仕上げたシャモジ形で、断面形は扁平である(第12図)。圏線はなく、碑面には講中の名前が刻まれている。天明8年(1788)銘庚申塔の正面形態も基本的に剣形であるものの、納を有する。頂部整形については粗雑な為か不均等となっている。文化10年(1813)銘・寛政2年(1790)銘・文化7年(1810)銘の庚申塔は何れも凝灰岩の割石を用いている。文化10年(1813)銘の例は背面と底面を若干平らに調整し、尖った部分を上とし、底面を地面に設置しやすくしている。なお正面側上部には左から月輪・日輪が刻まれ、下半部には講中の名前が刻まれている。寛政2年(1790)銘庚申塔は割石の尖った部分を上とし、塔銘・紀年銘、講中の名前が碑面に墨書されている(第14図、第26図)。文化7年(1810)銘の例は正面下半を若干平らに調整し、尖った部分を上とする。やはり下半部には講中の名前が刻まれている。

Loc. 3は山頂部に近い斜面部で、旧往還を挟む形で6基の石塔が林立する(第2図)。細かくみると3地点の分布域で構成される。東側の一群は道路の北側にあり、碑面は道方向へ南面する。石塔は向かって左側は「地藏菩薩」と刻まれた石塔(第16図上段)、右側には「法界供養塔」と刻まれた石塔がある。地藏塔は墓石形である。法界供養塔は平面形が8角形の長い塔身を方形の基段に差し込んでいる。正面に「法界供養塔」、その右脇区画に「明和七寅天」、左脇の区画に「八月吉日 小高吟エ門」と刻字されている(第16図下段)。こうした記述から明和7年一庚寅(1778)に番所の役人だったと推定される小高吟エ門が造立したことが判る。この石塔の基段の周囲には経石と思われる小石が散乱しており、ここで文字を墨書した石を1点採取した(第2図Loc. 3、第4図2)。通常は一字一石であるが、この石には多くの文字が記されており、法華経の一節かとおもわれる。

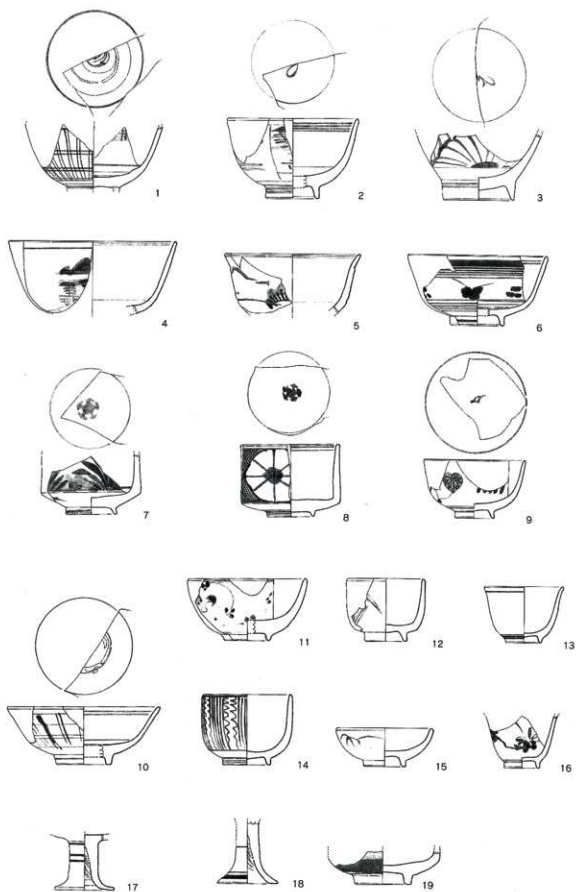
Loc. 3の中央分布域は3基の庚申塔群からなっている(第2図)。それらの全ては正面形態が上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。更に正面が碑面で、三角の頂部と身部の間には界線がある他、身部上部圏線内に梵字を刻字することも共通する。天和3年(1683)銘庚申塔は現状で160cmの高さがあり、更に若干地中に埋没している(第18図上段)。庚申塔の整形・調整は丁寧に仕上げられている。講中18人の名前を刻字する。延宝5年(1677)銘庚申塔は現状で140cmの高さがあり、更に若干地中に埋没している(第18図下段)。庚申塔の整形・調整は丁寧に仕上げられている。講中18人の名前を刻字する。貞享3年(1686)銘庚申塔は現状で163cmの高さがあり、更に若干地中に埋没している(第20図下段)。庚申塔の整形・調整は丁寧に仕上げられている。

Loc. 3の西分布域は1基の庚申塔からなっている(第2図)。寛文7年(1663)銘庚申塔は正面形態が上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である(第20図上段)。更に正面碑面で、三角の頂部と身部の間には界線がある他、身部上部圏線内に梵字を刻字する。やはり講中18人(?)の名前を刻字する。この庚申塔は現状で215cmの高さがあり、更に若干地中に埋没している(第20図下段)。庚申塔の整形・調整は丁寧に仕上げられている。

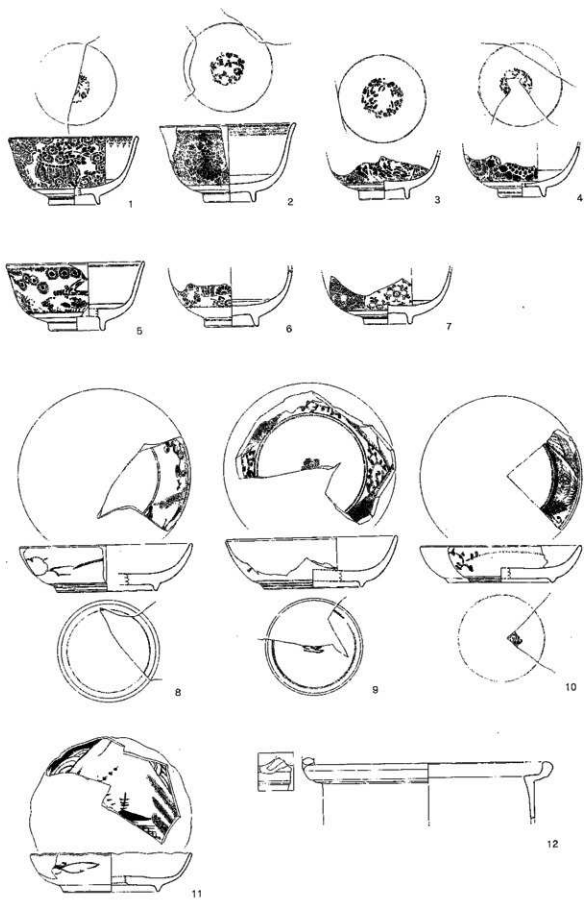
註1 視の裏面に線刻された「山片村 小高米造」は芦刈政治氏による付論の小高家略系図にみえる小高水彦氏の父親にあたる(P30)。

註2 旧往還は江戸時代の間蒲と臼村藩を結ぶ幹線であった。この幹線脇に「小高吟エ門」と名字を刻んだ塔を造立していることから小高吟エ門は名字帯刀を許された番所役人と推定できる。

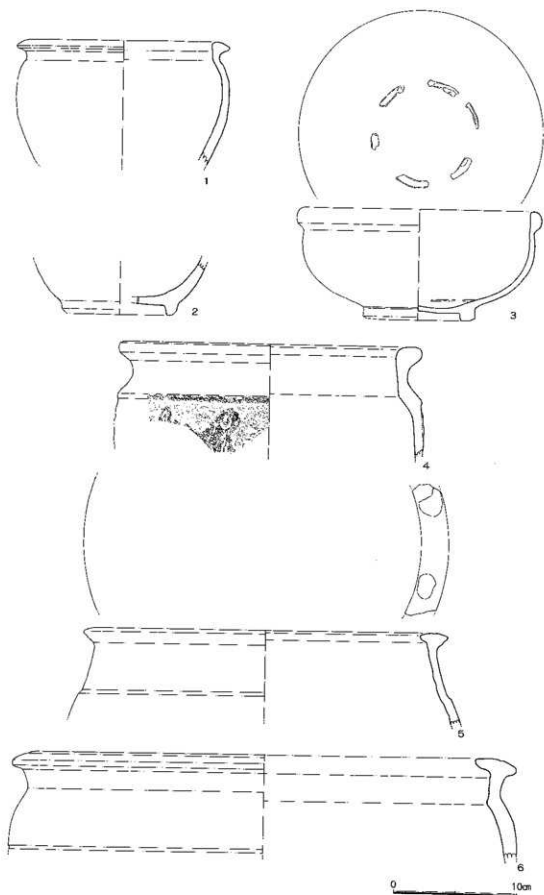
註3 Loc. 2の4号-文化10年銘、5号-寛政2年銘、6号-文化7年銘に見える「武八」は付論・芦刈政治氏の論によると、小高家の略系図中の「武八」であるようだ。



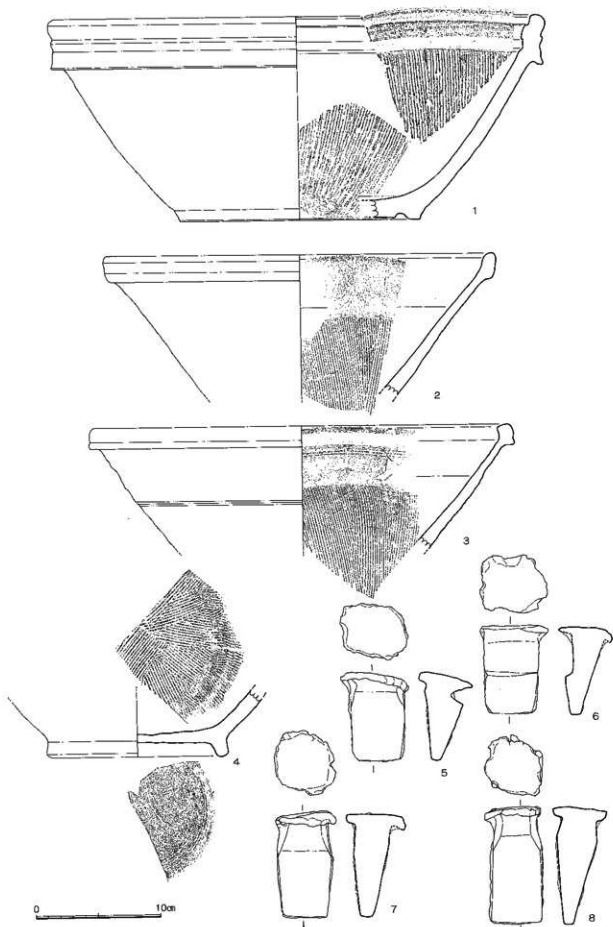
第5図 戸口遺跡の遺物



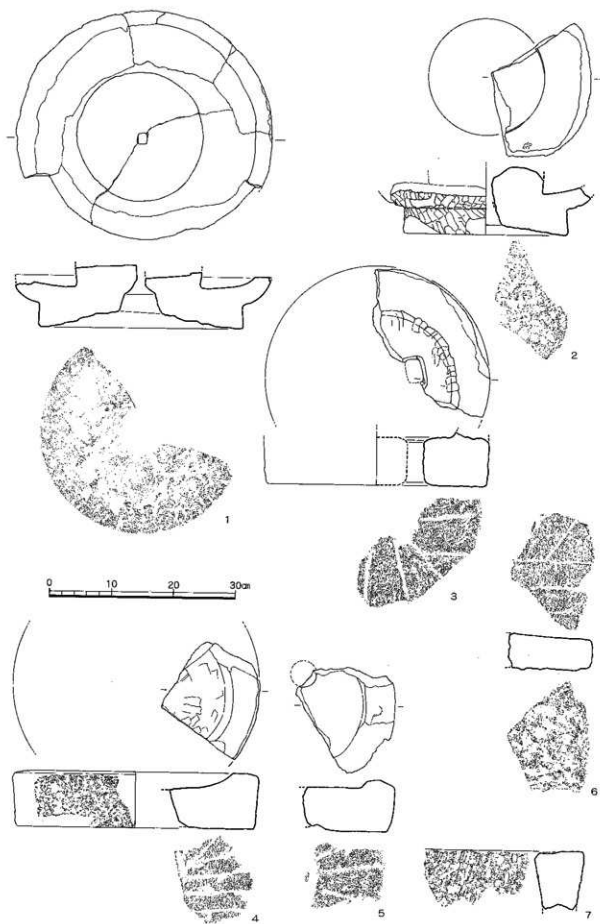
第6図 戸口遺跡の遺物



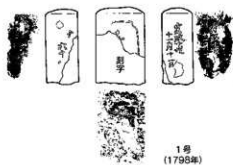
第7図 戸口遺跡の遺物



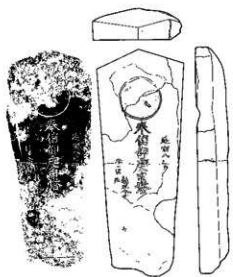
第8図 戸口遺跡の遺物



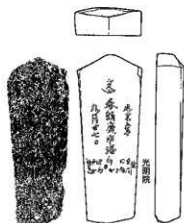
第9図 戸口遺跡の遺物



1号
(1798年)



2号
(1680年)



3号
(1746年)



第10図 戸口遺跡Loc.1石塔実測図



1号



2号



3号

第11図 Loc.1石塔拓影



1号
(1720年)



2号
(1784年)



3号
(1778年)



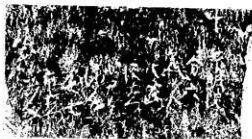
4号
(1813年)



第12図 戸口遺跡Loc.2石塔実測図(1)



1号



2号



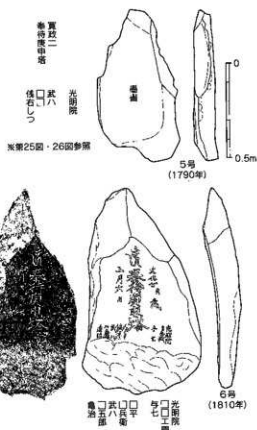
3号



4号



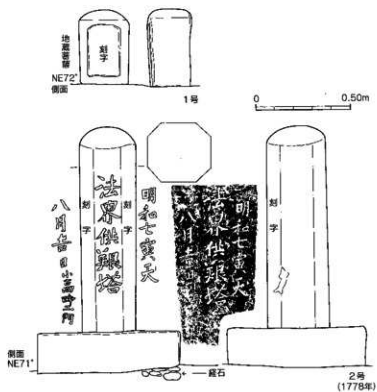
第13図 Loc.2石塔拓影(1) (第12図に対応)



第14図 戸口遺跡Loc.2石塔実測図(1)



第15図 Loc.2石塔拓影2(6号 第14図)



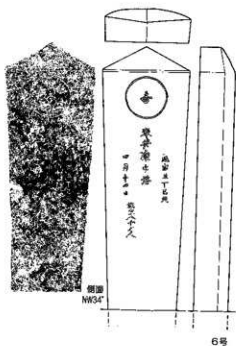
第16図 戸口遺跡Loc.3石塔実測図(1)



第17図 Loc.3石塔拓影(1)(第16図に対応)



5号

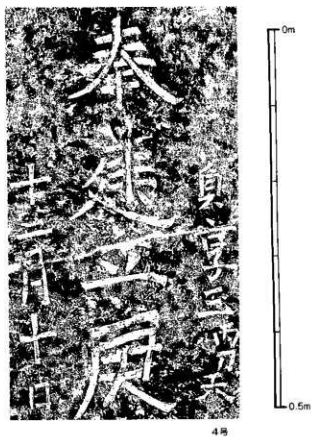
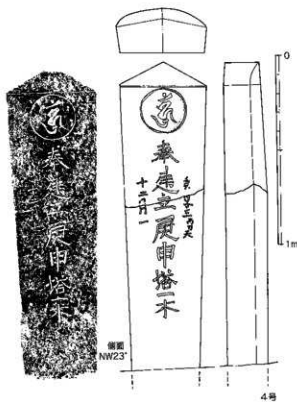


6号



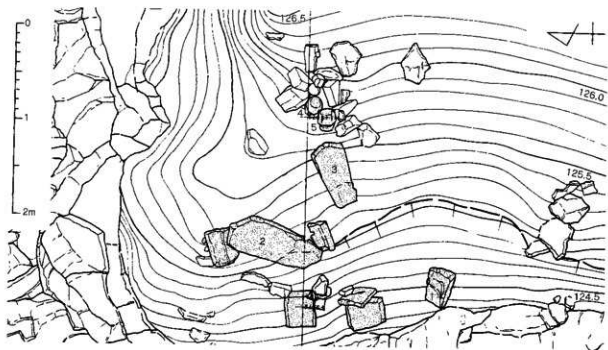
第18图 戸口遺跡Loc.3石塔実測図(2)

第19图 Loc.3石塔拓影(2) (第18图に対応)



第20圖 戸口遺跡Loc. 3石塔実測図(3)

第21圖 Loc. 3石塔拓影(3)



第22図 戸口遺跡Loc.1石塔群分布図 1.1号、2.2号、3.3号、4.5五輪塔片



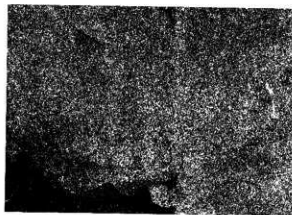
第23図 戸口遺跡Loc. 2の庚申塔群



第24図 戸口遺跡Loc. 2の1号庚申塔



第25図 戸口遺跡Loc. 2の5号庚申塔



第26図 Loc. 2の5号庚申塔講中名

第3章 内ヶ城地区の伝小高家墓地

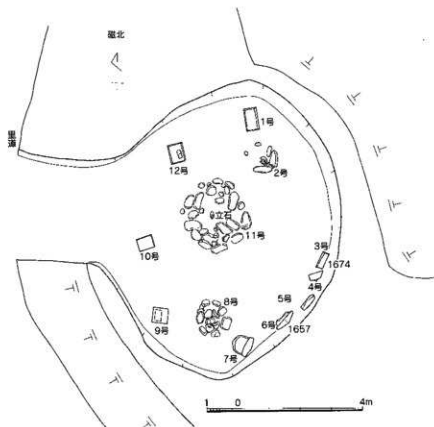
1. 伝小高家墓地の立地

小高家の先祖は記録資料などから少なくとも18世紀の後半には番所役人として番所のあった戸口遺跡付近に居住していたと考えられる。番所役人の子孫である小高藤一氏・小高正和氏・小高隆巳氏等の御教示では「前は、内ヶ城に家があり、墓も先祖から小高家の墓と聞いている。」とのことであった。

伝小高家の墓地がある地点は、戸口遺跡、つまり番所があったところから見て南の台地上にある。この台地も西に奥嶽川を臨み、東は山地形で、更にその東は水田地帯の広がる低地である。内ヶ城地区の北と南は侵食の進んだ同程度の台地である。この付近は角門の内ヶ城という隣保班（小集落）が近年まであったところで、いまはその痕跡が残っている。その南東の村はずれにあたり、北へ下る勾配の緩い斜面に墓地はある。ここより更に東に向かうと台地の侵食が進み尾根状となった高まりに大將軍（だいじょうごん）の祠があって、更に東へ向かうと山頂部に村の信仰の場でもあった神社がある。大將軍の祠がある場所から北側へ下る斜面には16世紀に造立された数基の宝塔がのこっている（第1図3）。

2. 伝小高家墓地の概要

伝小高家の墓地は約42mの広さをもつ楕円形の墓域で、これに西側を南北に延びる異道に取り付く短い墓道からなる（第22図）。墓域のほぼ中央部には長さ40cm前後の楕円形の石を円形に並べた遺構があり、これを取り巻くように、しかも一定の間隔を空けて墓石が設置されている。墓石を含めた外表遺構は確認できたものだけで12基である。以前は藪となっていたようで、石塔が折れているものや、基段部のみで墓標部が見当たらないものもある。しかしその配置状況から見て、本来墓が造立されていた数は現況の12基を大きく超えることはないだろう。

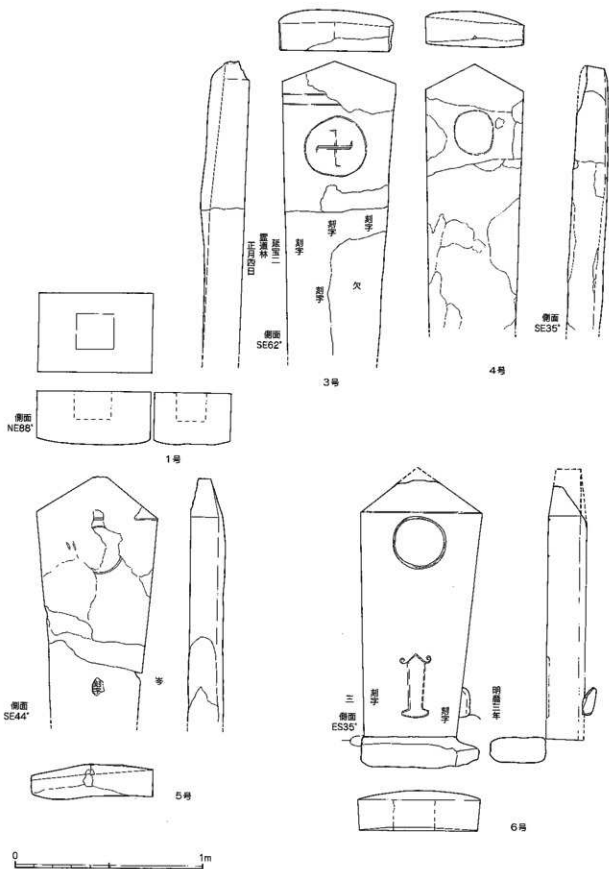


第27図 小高家古墓（字内ヶ城）配置図

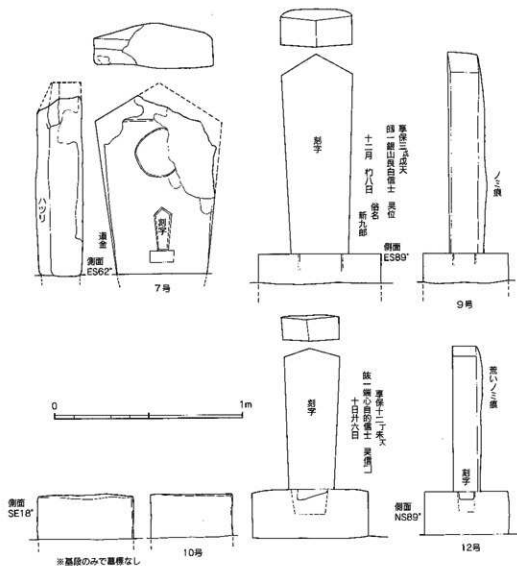
3. 遺構

1号墓 墓域の最も北側に位置し、西方向やや南に向けた設置である基段部のみで墓標部が見当たらない（第27・28図）。基段は横幅60cm、奥行き42cm、高さ28cmの規模を有する。表面の調整は磨きを入れた丁寧なものである。上面には奥行き19cm、横幅20cm、深さ15cmの枘穴がある。石材は凝灰岩である。

2号墓 1号墓の南に40cmの間隔を空けて隣接する（第27図）。墓は平面の直径約100cmの領域をもつ配石墓



第28図 小高家古墓(宇内ヶ城)実測図(1)



第29図 小高家古墓（字内ヶ城）実測図(2)

で残り具合が悪い。中央に立石があるが、藪を切り開いたときに二次的に立てた可能性もある。

3号墓 墓城の入口から最も奥に位置し、最も東側に位置する墓である（第27・28図）。下部は地中に埋没しており、塔の高さは詳らかではない。塔が埋没している部分までの高さは155cmである。背面の調整は粗いが他は磨いている。正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。更に正面の碑面は、三角の頂部と身部の境より若干下に2条の界線がある他、身部上部圏線内に鉤十字を刻字し、その下に碑文が刻字される。碑文には「延宝二 雲道林 正月四日」とある。この3号墓は延宝2年(1673)の紀年銘があるので、この墓地内の刻字されている塔のなかでは6号墓に次いで古い。

4号墓 3号墓の南に並列する形で隣接する（第27・28図）。下部は地中に埋没しており、塔の高さは詳らかではない。塔が埋没している部分までの高さは140cmである。背面の調整は粗いが他は磨いている。正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。残り具合が極めて劣悪で、刻字・刻線等ではっきりしない部分がある。三角の頂部と身部の境に界線があった可能性は高い。また碑面の上に圏線が刻まれているが、内側に刻字はなく、墨書きだった可能性が高い。

5号墓 4号墓の南に並列する形で隣接する（第27・28図）。下部は地中に埋没しており、塔の高さは詳らかではない。塔が埋没している部分までの高さは130cmである。背面の調整は粗いが他は磨いて

いる。正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。残り具合が極めて劣悪で、刻字・刻線等ではっきりしない部分がある。三角の頂部と身部の境に界線が1条ある。上部に圏線が観察されるが、圏線内に刻字はなく、墨書きだった可能性が高い。碑面の中央部から下部にかけて刻字されていた形跡があるがはっきりしない。

6号墓 5号墓の南西に並列する形で隣接する(第27・28図)。下部は地中に埋没し、塔の高さは詳らかでない。塔が埋没している部分までの高さは推定142cmである。背面の調整は粗いが他は磨いている。正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。また三角の頂部と身部の境に界線が1条ある他、碑面の上部に圏線が刻まれているが、内側に刻字はなく墨書きだった可能性が高い。この他、碑面の下部には位牌を握り込んだ部分がある。その範囲は高さ33cm、幅17cmに握り込んでいる。位牌の屋根部の雨垂れ部分を箒手状に刻んだ点に特徴がある。他の墓で、この位牌部分に法名・戒名を刻字した例があるので、6号墓の位牌部分にもこうした法名・戒名を墨書きしたのであろう。なお、位牌部の右側に□暦三年と刻字があるが、墓地内の位置上古い墓が集中する場所であることと、古い属性から宝暦三年ではなく明暦三年(1657)のことである。

7号墓 6号墓の南西に並列する形で隣接する(第27・29図)。墓域の中では最も南側に位置し、僅かに碑面を墓道方向に向ける。塔が埋没している部分までの高さは推定142cmである。背面の調整は粗いはつりで、他は磨いている。正面形態は上部方向に広がり、頂部が尖る剣形・板碑形である。また三角の頂部と身部の境に界線が1条ある他、碑面の上部に圏線が刻まれており、内側に刻字はなく墨書きの可能性が高い。正面側碑面で三角の頂部と身部の境の幅が推定で68cmと最も広いが、これに対して高さが低いために正面形がずんぐりしている。この他、碑面の下部には位牌を握り込んだ部分があり、範囲は高さ28cm、幅13cmに握り込む。この位牌部分に法名・戒名として「道金」と刻字している。

8号墓 7号墓の北西に約40cmの差を以て隣接する(第27図)。墓は平面の直径約110cmの領域をもつ配石墓である。ただし配石の中央に立石があるが、藪を開いたときに二次的に立てた可能性もある。

9号墓 8号墓の西に約100cmの間隔をあけて隣接する(第27・29図)。正面形態は上部方向へ僅かに広がり、頂部が尖る剣形・板碑形であるが、これまでの剣形・板碑形の塔と違って正面形が細身である。しかも正面側碑面の三角の頂部と身部の境に界線が見られないことと、碑面の上部に圏線が刻まれていないことに特徴がある。更に塔は身部と柎部からなり、柎部を基段の柎穴に挿し込んで立てている。塔の高さは、身部が105cm、これに推定10cmの柎がつく。基段は幅66cm、奥行き46cm、高さ不明である。碑面には故人の戒名・紀年・俗名などが刻字されている。この墓は「新九郎」の墓で、「享保3年(1718)」に亡くなっている。

10号墓 墓域の西側に位置し、基段部の配置状況から西南方向に向けた設置であるが、基段部のみで墓標は見当たらない(第27・29図)。基段は横幅50cm、奥行き44cm、現状の高さ24cm(若干埋没しているため)の規模を有する。表面の調整は磨きを入れた丁寧なものであるが、柎穴はない。

11号墓 墓域のほぼ中央部には長さ40cm前後で楕円形の石を円形に並べた直径約220cmの配石遺構がある(第27図)。墓は平面の直径約110cmの領域をもつ配石墓で、残りは比較的によく保たれている。ただし配石の中央に立石があるが、藪を切り開いたときに二次的に立てた可能性もある。

12号墓 11号墓の北西に約80cmの間隔をあけて隣接する(第27・29図)。正面形態は上部方向へ僅かに広がり、頂部が尖る剣形・板碑形であるが、正面形が細身であるなど9号墓と同形態である。正面には界線が見られないことと、圏線についても刻まれていない。更に塔は身部と柎部からなり、柎部を基段の柎穴に挿し込んで立てている。塔の高さは、身部が74cm、これに推定4cmの柎がつく。基段は幅48cm、奥行き45cm、高さ23cmである。碑面には故人の戒名・紀年・俗名などが刻字されている。この墓は「久太郎」の墓で、「享保12年(1727)」に亡くなったことを示す刻字がある。

第4章 まとめ

戸口遺跡の発掘調査は奥蔵川を挟んだ対面にある岩戸遺跡との位置関係から、旧石器時代後期の遺跡が存在する可能性から試掘調査を行ったことに経緯がある。ところが試掘を行っても一点の旧石器も出ない状況の中で、地元の人々からの情報で、ここが江戸時代の白杵藩岩戸屋番所跡であることが判明した。番所跡は明治21・22年頃火事にあったことで畑に転換されている。このことで旧番所跡に関わる基段・礎石・溝などの遺構は全て失われていたが、番所跡に隣接する竹田方面から白杵へ続く旧往還や敷地を廻る石垣の残りは番所の在りし目を偲ばせるに充分であった。奥蔵川を挟む対面には、同じように竹田・岡崎の番所が設置されるなど藩経営上の要地であった。このことを示すように白杵藩が作成した藩絵図（白杵市立図書館蔵）には数棟の建物などが明瞭に描かれている。

さて番所跡に接する部分は東方からの旧往還が約90°の角度で北へ屈折し、岩場が露出する難所である。そこで道幅を広げる為に、楔を打ち込んで岩を削った跡が見つかった。その方法としては楔の間隔を僅かにあげ、並列させて打ち込んでいたようである。楔の痕跡幅が約4cmであるので、実際に見つかった楔の横幅に対応していた。こうした作業によって屈折点（曲り角）付近では岩場そのものを階段状に加工していた。その他、白杵藩岩戸屋番所跡に北接する旧往還の発掘では切石を用いた排水路、石畳状の敷石・石列が遺構として見つかった。また往還から番所の敷地に入るのに大きな板状石二枚を120cm幅に涉って溝の上に被せ、踏石としている。

岩戸屋番所跡の敷地内遺構は上述したように明治時代の畑化に伴う整地によって全て失われていた。西側石垣上に点在する石の中には礎石であったことを偲ばせる大きな石がある。そのなかには径40cm台のものがあり、岩戸屋番所の建物が絵図に見られる堺設置構造の番所であったことを覗かせている。番所跡に直接関わる遺構は、敷地周りの石垣である。東側斜面の土留めを兼ねた石垣の中には谷落し積みなど明治時代以降の構築と思われる石垣もあるが、北側・西側の石垣については概ね江戸時代の造作と考えることに違和感はない。北側・西側の石垣は、高くして170cm、低い場所では100cm以下の部分があるなど防御を意図したのではなく、敷地造成に伴う積みの高さといえる。

発掘調査によって得られた遺物は18世紀前半から1886年までに製作された陶磁器がほとんどで、それ以前の遺物は皆無であった。遺物の中には焼けたものもあり、明治21・22年頃に火事を被ったことを裏付ける一括投棄に関わる資料と解釈できる。こうした点から陶磁器の時期幅の内18世紀前半に製作された例が含まれるのは、それが通常1886年まで使用されることがあったと言うことになる。これは同時期に製作された陶磁器が使用され始め、減少していく伝世期間を示しているであろう。さて白杵藩岩戸屋番所は付論で芦刈政治氏が記すように正保3年（1646）には設置されているので、この年以降の遺物が観察されても不思議ではない。ところが試掘調査段階の三箇所のトレンチを含めた調査でも陶磁器片は得られなかった。17世紀の以降の造成によって失われた可能性も考えるべきかもしれない。

国道502号線工事予定地内とその周辺に民間信仰に伴う石塔が多く造立されている。とくに工事予定地内のLoc.1とLoc.2とした場所に残されていた庚申塔の全てが以前に倒されていた。また内ヶ城地区にも伝小高家墓地区が形成されていた。簡単にこれらの変遷過程を整理しておきたい（第2図）。

千歳村五郎丸の明応2年（1493）銘の板碑は本来の追善供養を目的としたものか明確でないが、正面に界線2条と碑面を僅かに影窪めており板碑の名残を留める。三重町回春庵の寛永16年（1639）銘も本来の造立目的は明確でないが、正面に界線2条・圏線とその内側に梵字を彫る。この例には五郎丸例に見られる一段影窪めた碑面の平坦面はない。

ここで庚申塔の系譜をみる。Loc.3の寛文7年（1667）銘は界線1条・圏線とその内部に梵字を彫る。この特徴は貞享3年銘庚申塔に見るように17世紀の終り頃まで続く。界線は享保5年（1720）銘庚申塔

ではみられない。このように貞享3年(1686)銘庚申塔に見るように圏線は18世紀初めまでは残るが、以後みられない。延享3年銘庚申塔段階には界線が消えたことで、レイアウトのバランスもあってか刻字が全体的に上位へ移動する。天明8年銘に見るように18世紀の終り頃になると頂部三角部の形が崩れ始め、近世墓の影響を受けてか納を有する例が出て来る。しかも、この庚申塔は頂部三角部まで梵字が上がっている。板碑の直接的な型式変化の流れから外れるものも享保19年(1734)銘に見られるようなシャモジ形例が出て来る。このシャモジ形例を含め、板碑形等の庚申塔裏・表面間の厚さが薄くなる傾向が出て来る。なお割石を用いた庚申塔は18世紀のはじめ頃から散見されるが、最も流行するのは18世紀の後半以降のようである。戸口周辺の例で言えば凝灰岩を削り取り、その後若干のハツリを行って形を整形している。また18世紀後半には近世墓のなかでも船形光背をもつ半肉彫り像の幼児墓の影響を受けた庚申塔もでてくる特長がある。更に「大分県三重町庚申信仰史料集」(三重史談会2000)では自然石を用いた例が紹介されているが、このなかには割石を用いた庚申塔がかなり含まれていると思われ、その詳細は不明である。このように18世紀の中頃から後半にかけて様々な形態の庚申塔が多くなる。

次に内ヶ城の伝小高家墓地の墓石について見てみたい。伝小高家墓地は板碑形の墓石、集石と立石からなる墓である。紀年銘を有するもので最古のものは明暦3年(1657)銘の墓で、頂部三角部と身部の境に界線が残る。また位牌位置部分をもつ。これに次ぐのは延宝2年(1674)銘の墓で、板碑に見られた2条の界線(やや下)と圏線を有する。圏線内には梵字ではなく、鉤十字が刻まれる。鉤十字を刻んだ墓石は管見では類例を知らないが、卍を刻んだ庚申塔は緒方町瑞光庵にある。延宝2年(1674)銘の3号墓に連続するのは紀年銘がなくはっきりしないが、5号墓と考えられる。この5号墓は界線1条と圏線を有する特徴をもち、17世紀後半に位置づけられよう。おそらくこの後にくるのが享保3年(1718)銘9号墓と享保12年(1727)銘の11号墓石で、すでに圏線はなく、納を有し、納穴を有する基段に設置される。圏線は庚申塔では、享保5年(1720)銘庚申塔まで見られるなど、その省略時期に差が認められる。しかし概ねその省略時期は庚申塔及び板碑形の墓石とも18世紀初め頃であると考えられる。

「大分県三重町庚申信仰史料集」に拠ると、三重町内で最古の庚申塔は承応元年(1652)銘の内田地区宇北山所在の庚申塔・内田地区鍛冶屋平所在の庚申塔である(三重史談会2000)。その後庚申塔の造立が増大するのは18世紀に入ってからである。戸口遺跡の庚申塔群のうち、Loc.3の庚申塔群は三重町内では17世紀に収まる古い一群で構成されている点に特徴がある。

以上をまとめると、板碑は本来追善供養や逆修を目的としたものであったが、江戸時代に入って農村レベルでの墓石をもつ墓の造立と庚申信仰に伴う祭祀の依代・対象物として取り込まれるようになったと言うことができる。その後、庚申信仰が盛んになるにつれ、様々な形態の塔が造立されてくる。初期の板碑形墓石・板碑形庚申塔は立上がり上の開きがあるが、板碑にはそれが見られないなど、型式上の差がなお1～2型式のギャップが感じられる部分もある。しかしギャップを削り引いたとしても、初期の板碑形の墓石・庚申塔は板碑に極めてよく似ており、型式変化の延長線上であることが推定できる。

なお、上述した墓石・庚申塔の変遷過程は中世の板碑に系譜を引くわけであるが、豊後国臼杵藩三重郷内の変遷と考えておきたい。臼杵藩に南接する佐伯藩に属していた佐伯市堅田の長良神社境内では17世紀末、元禄年間からの庚申塔が数基造立されているが、既に板碑形の形態から遠くかけ離れた墓石形であった。元禄以前の庚申塔が板碑形である可能性はあるが、江戸時代～明治・大正・昭和・平成と地域の変遷形態を見たときに地域の特徴を既に有していたと長良神社の事例からはいえる。この点、地域毎の変遷をおさえ、石工の動向と石材流通圏・型式別分布圏を詳らかにする必要のあることを感じた。

参考文献

- 緒方町立歴史民俗資料館編1998、3「諸方町の文化財」緒方町教育委員会
三重史談会編2000、3「大分県三重町庚申信仰史料集」三重史談会
原田正一編2000、3「千塚西遺跡」大分県文化財調査報告書 大分県教育委員会

《付論》 白杵藩岩戸屋番所について

芦 刈 政 治

1 はじめに

大分県大野郡三重町大字久山字中尾720番地に白杵藩岩戸屋番所があった。小高謙一家には慶応2年(1866)の番所関係文書が残され、小高正和家にも番所役人であったとの口碑が伝わり、また、白杵藩記録にも番所名と番人名が記述されている。

一尚年中に国道502号造成工事が行われ、当番所遺跡の完全な保存が難しい事情となった。この時期に当たって当番所の歴史をまとめ、その設置意義を明らかにしておきたい。

2 江戸時代の白杵城路

三重郡岩戸屋番所は白杵城路にある。白杵城路とは白杵城下から岡城下までに通じる道路である。「豊後国志」を引いて説明を加えよう。

海部郡白杵城路 直入郡岡城南滑瀬橋、至野津莊小切畠村十里余、所経草深野、下自在二里、長迫、岩戸、三重市三里余、葦刈、竹簾、野津市三里余、池原、小切畠二里、是海部郡界白杵莊孫儀村也、自是距白杵城二里、通計十二里余

とある。つまり、岡城の南に滑瀬川(竹田市)があり、滑瀬橋が架けられている。ここから草深野(緒方町草深野)を経て下自在(緒方町下自在)まで二里の行程である。それから長迫(清川村砂田)を通り岩戸(清川村岩戸)に出る。ここは白杵藩に接する岡藩南東端の村落である。

岡藩岩戸村と白杵藩山方村(三重町久田)の間には岩戸川がある。現在、岩戸川は奥岳川と称する。宇田枝川と中津牟礼川を合わせて北東に流れて岩戸・柿木村の東をかすめ、沈頭滝の下手で大野川に出会う。この岩戸川には橋がなく岩戸渡という渡りとなっている。

「中川内勝正領分大道筋」によれば岩戸川、広三拾八間、深三尺、但少渡り(「豊後国古城蹟井海陸路程」【大分県郷土史料集成地誌篇】)とある。歩渡りは浅瀬に飛び石を設けて行ったのであろう。もちろん、後世、河水の多いときは舟渡りが行われているから江戸時代も同様と思われる。

岩戸渡を渡り、白杵藩側にとりつく急坂がある。急坂はつづら道となっており、2カ所に石垣を積んで登坂しやすい道造っている。道幅は約一間である。玉田村(三重町中玉田)の集落の北側を通過して釘守堤の脇に出る。ここから玉田川を渡って市原(三重町市原)の台地上り、長沢堤(明暦元年・1655)築造、昭和53年(1978)ごろに埋め立て消滅)の傍らを通って市場村(三重町市場一區平源店の横)に出る。

次に岡、白杵領境界における遊行上人賦存の旅の模様を記してみよう。延享4年(1747)4月、賦存は岡城下を訪れ、同月24日六ツ過ぎに出発して白杵城下へ向かう。此処(牧組大庄屋カ)より一里程行くと嶺分塚とあり、岩戸川に到着する。「もっとも歩行川なり」とあるから歩いて渡ったものか。この川が岡領と白杵領の堺である。ここで馳走人(見送り人)や医師と別れる。川岸を渡ると白杵城下から15人ほどの出迎え人が来ている。「川上に岩戸坂あり」と記している。この坂から三重市場村へ向かう。峠に郡奉行、医師が迎えに来ており、そこに茶屋がある。一里ほど行って泊まる。七ツ半に本陣亭主庄屋第介の家に入るとある(「遊行日録」【大分歴史事典】)。

『豊後国志』に「三重郡市場村、呼んで三重市という。延喜兵部省式曰く、駅馬五正」とあり、平安

時代には三重駅が設置されていた宿場町である。江戸時代には臼杵藩の在町として商業の中心地となり繁栄した。文化年間には山方役所、歩買方や紙方役所などの臼杵藩衛もあり、天保8年には臼杵藩三重代官所も置かれて地方政治・経済の中心であった。

3 岩戸口屋番所と番人

臼杵藩は領内に番所を置いた。口屋とも口屋番所ともいう。はじめは城下の出入り口に置かれた。臼杵城防衛の必要性からであろう。延宝5年(1677)までに平清水、海添の二番所を置いたが、元禄3年(1690)までに東塩田、西塩田、福良、原山、祇園馬場の五番所が追加された。いずれも番人を勤務させて出入りの人々の監視をさせている(『大分県史近世編1』)。

在中の番所は佐伯領堺の警固屋(津久見市)、岡領堺の三重(三重町)、府内領堺の広内(大分市)の三カ所が元禄元年(1688)には既に設置されている。このうち、岩戸口屋番所は正保3年(1646)、三重口屋の名称として置かれた(『大分県史同』)。幕末には御取締場として次の11カ所が設置された(「小高謙一家文書」)。

岩戸 広内 竹場 末広 熊崎 警固屋
伊崎 下ノ江 川口 海添 平清水

このうち、岩戸取締場が岩戸口屋番所である。番所は岩戸川を渡った坂上にある。岩戸川の岡領側の渡り口は、岩戸村集落から岩戸川に向かって東に下ったところであり、やや斜め上流の向こう岸のわずかな土地に臼杵領の渡り口がある。

これは近代の渡り口であるが、岡領岩戸番所から岡領渡り口まではほぼ直線に下る道があり、臼杵領に渡って急坂道を西の方に上り岩戸口屋番所のある低平な台地に行き着く位置関係から、近世の岩戸渡りもほとんど同様であったと考えられる。

岩戸渡りの付近は岡領の属する岩戸川左岸に比べて、臼杵領側はほぼ切り立った岸壁で、岩戸口屋番所を通過する道路以外は小道の造成すら出来ない所であり、人馬の通行は不可である。したがって岸壁のわずかな土地に通路を造り、その坂上の低平な上地を開いて臼杵藩が番所を設置するには最適の土地条件であった。

臼杵市立図書館に岩戸口屋番所の位置を描いた臼杵藩絵図が保存されている。年代を記していないので作成年代は不詳であるが、三重川下流、野津地域と三重地域に架かる虹洞橋が描かれているから文政7年(1824)以後の作成であることは間違いない。

この地図には三重市場村の街中を通る一条の道路が描かれている。これが岡藩から抜ける臼杵城路である。市場の西の街口からほぼ直角にこの道路が北上して玉田村を通過し、岩戸川へ向かう。岩戸川の右岸台地上で一旦東進し、さらに直角に屈折する。つまりコの字型の二つ目のカーブ上に塀設置様式の建物が描かれ、一般の建築物と異なることから岩戸口屋番所と推定される。その建物の西側に二棟の草葺きの民家と向かい側に一棟の民家が描かれており、口屋番の私宅と推定される(巻頭図版4参照)。

警固屋番所について「御口屋屋根瓦先頃之風雨二損候二付御修覆」(「古史捷天保6年8月」)と記しているから、岩戸口屋番所も同様瓦葺と考えられる。

口屋番所の修復について次の文書がある(「古史捷」)。

嘉永元年(1848)6月(日ヲ欠ク)

岩戸口屋番所修覆之節、是迄上玉田一組限り諸雑用相弁来候処、此節修覆二付者、三重郷中申談、

向後諸雑費入箇之分七組より相弁度（下略）

この文書から岩戸口屋番所の家屋修理については、三重郷七組の負担とすることが決められている。文化一揆の際に上玉田組の岩戸口屋番所修理費用負担を取りやめるように要求があった。これが容れられたのであろう。後世、三重郷七組負担として継続された。

岩戸口屋番所の経費は、弘化3年（1846）12月には「岩戸口屋雑用錢八拾匁八分五厘右御代官仕出御算用」（「古史捷」）とあるから、三重代官所の経費の内から支弁されていたのであろう。

先述したが、口屋番の家系であると伝承されているのは小高家である。現在は国道502号線沿いにあるが、明治時代の初期には番所の位置に居住しており、同時代に火災に会い、便利さを求めて現在地三重町大字久田801番地に移転したという。三戸の小高家があり、備前長船の脇差や番所関係古文書を所蔵している。古文書や伝承、所蔵品から口屋番の係累と考えられる。

小高家略系図

- 五百一番屋敷居住 武 八 — 重 造 —（古文書を所蔵する家系）— 謙一
明治39年、89歳で没
- 五百二番屋敷居住 栄 治 — 久米五郎 —（旧墓地を管理する家系）— 水彦
明治18年、56歳で没
- 五百三番屋敷居住 作 治 — 孝 造 —（脇差・地券を所蔵する家系）— 正和
明治40年、74歳で没

小高家の墓地関係調査で江戸時代に小高氏を名乗る墓碑は次のとおりである。

明和7年（1770）8月吉日建 小高吟工門 法界供養塔造立

文政3年（1820）9月9日没 小高喜惣治 行年39歳

喜惣治は喜三治、又は喜想治と記す場合もあった。その母は天明4年（1784）9月11日、76歳で没している。吟工門との係累は明らかでないが類縁関係にあると考えてもよいであろう。武八の妻はムメという。ムメは小高喜想治（喜惣治）の次女である。重造（重蔵）は大野郡於牟礼村（野津町藤小野）莊田市三郎の次男で、武八とムメの養子となって小高家を継いだ（「新田村書類」）。

実はこの武八が岩戸口屋番なのである。次の文書を見よう（「古史捷」）。

天保元年（1830）10月12日

一 岩戸口屋番山方村武八相果候付、跡世伴分治ニ願度申上候事

文書中の「岩戸口屋番」が岩戸番人である。山方村は岩戸口屋番所の所在地である。武八が死亡したので口屋番を伴の分治に相續させたいとの願書である。武八は小高謙一家の先祖である。その伴は分治となっているが「小高家家譜」には見えない。おそらく早世したものか。その後、重造を養子としたのであろう。江戸時代末期の岩戸口屋番は小高武八・重造と引き継がれたと考えられる。

後年、嘉永4年（1851）正月11日、広内村（大分市）口屋番に札右衛門が、磐園屋口屋番に徳之丞が任命された。これらと並んで岩戸口屋番が「山方村武八当年願之通申付候事」（「古史捷」）とされて、再び武八の名前が出る。武八は襲名であろうか。

小高氏は、18世紀後半には既に小高姓を名乗っており、ことに吟工門建立の供養塔は臼杵城路上にあり、交通上の要地に当たることから小高姓は口屋番として姓を名乗ることを公認されたものと思われる。吟工門と武八の関係は未詳であるから、今のところ岩戸口屋番については武八以降しか検出できない。なお、武八については寛政2年、文化7、10年の庚申講中に名前がみえる(本書13・14・15頁参照)。

岩戸口屋番の給与はどれくらいであったのであろうか。天保元年(1830)12月18日の文書に次のように給与が記されている(「古史捷」)。

天保元年(1830)12月18日

一 岩戸口屋番例年之通米惣俵被下候事

とあり、年々このとおりとあるから天保のころは一年米惣俵の給与であることがわかる。しかし、この惣俵も支給中止となっている。すなわち、同日付の文書に次の記載がある。

同(天保)七年申五月、沓場株一代限御免被仰付、以後被下米止候事

とあり、岩戸口屋番には沓場株を一代限り認めるので、天保7年以降は米惣俵の支給を中止するというのである。臼杵藩では村々の弁指(のち小庄屋)が組内に店を出し、猪口株、沓場株をもつことが許された。猪口株とは酒の小売権、沓場株とはわらじ売買権であろう。また、一般の人々もこの権利を借り受けることができた(「文政八年三月二十日 下玉田組留書」)。小高分治も沓場株を所持することが認められたので、米惣俵の給与が打ち切られたのであろう。

この給与は、代々同じであったのであろうか。弘化元年(1844)11月、「岩戸口屋番山方村武八給米惣石式斗」(「古史捷」)とあり、一定していない。

先述した遊行上人賦存の岩戸川渡河の後、臼杵藩領に入り、峠で茶屋に立ち寄った。おそらく、この茶屋が小高家の経営する沓場と同所にある茶屋であろうと思われる。

番人には口屋番と派遣の番人の二種類があったことは先述した。これまでは口屋番について触れたが、派遣の番人とは如何なる番人であろうか。

天保9年9月(日を欠く)

一 岩戸・清水原両口屋之抜致改御足輕(差)遣候

とある(「古史捷」)。抜というのは密売買である。この取り調べに当たる足輕身分の番人を派遣したというのである。その給与は口屋番とは異なって、米・現金が支給されている。しかも高額である。差遣とは臼杵城から現地に派遣するということである。

このことから番人には現地人を口屋番に取り立て、代替給与として沓場株などの権利を与え、手形改めなど通常の番所業務をさせ、抜け荷の検査など非常の業務を行う場合には臼杵城から足輕を派遣して番人としたのであろう。

4 岩戸口屋番所の役割

岡領と臼杵領の境界にある岩戸口屋番所は、どのような役割を果たしたのであろうか。残された古文書によって考察してみよう(「古史捷」)。

天保8年(1837)12月(日を欠く)

- 一 岩戸御番所_ニ十月廿日以降、御番人差遣、抜穀致吟味候付、飯米・雑用銭是迄之振合
卷ケ月米式斗、銭四十日被下候様申上、其通被仰付候之事

岡領堺の岩戸口屋番所に非常勤務の事情が起こった。抜穀の吟味をするために臼杵藩では岩戸口屋番所に番人を派遣することになった。派遣番人の給与は1ヶ月米二斗と銭四十日とするという。

かなり長期になる見通しである。抜穀とは臼杵藩未承認の穀物密売買である。この穀物を岩戸口屋番所で調べて処置しようという事態である。

これより先、臼杵藩では佐伯領堺の川登(野津町)の清水原に新番所を設置し、番人を2名派遣することにした。このころ、岡領から佐伯領へ臼杵領を経由して様々な物資が輸送されていた。この物資輸送は臼杵藩の未承認の物資であったらしい。

天保4年(1833)11月(日を欠く)

- 一 竹田領より佐伯領へ付通し候諸荷物、岩戸口屋番より送手形差出、清水原
ニ右送手形引上候事

とある(「古史掇」)。この事情を把握するため岡領堺の岩戸口屋番から岡藩荷物に送り手形を与え、佐伯領堺の清水原番所でその手形を収めさせるようにする。このことによって岡藩と佐伯藩の取引状況が把握でき、密売買を防ぎ、臼杵藩の利益を確保することができると判断された結果であろう。

この岩戸口屋番の手形発行は効を奏し、翌5年7月までには清水原新番所を引き払うことになった。しかし、このうち、臼杵藩には諸荷物抜けが多くなったという情報もたらされた。そこで、一旦、引き上げた番人を、又々、派遣して手形改めをさせることにした。前にも触れたが、天保8年にも「抜け穀」の吟味が、また、天保9年にも「抜け改」がなされているので、岩戸口屋番所は岡藩からの諸荷物一同くに米穀密売買の取り締まりの役割をもっていたと解せられる。

岩戸口屋番所は密売買の取り締まりだけでなく、旅人の取り締まりにも当たった。

岩戸口屋番の末裔である小高謙一文書を記してみる。

- 一 岡領より罷越候旅人国所姓名

承り札、御城下_ニ罷通候者二

候ハハ、往来切手相改鑑札

相渡可差通事

但 御城下迄者不能通

御領分在中_ニ用事有之歟

又者日向・佐伯筋等_ニ

罷通候者_ニ鑑札不及

相渡候事

附り不審之者二候ハハ

留置三重市御代官所_ニ

相窺差固可受候事

旅人物貫一切為入込申

間敷事

但形は僧尼又神職ト者
たり共、無遠慮返可申事
一何者二不寄、地他之見分ケ
付兼候者は、乾度承札可申事
一鑑札ニ五日目ニ差送可申事
慶応二年_辛八月 旅人取締方

藩内の取締場11カ所（先述）が記され、取締文が記されている。

岡領から来る旅人の国や姓名を聞きだし、臼杵城下に行く目的の者であれば往来切手を改め、鑑札を渡して通せ。鑑札は5日目は送り返す。

口屋番所で切手（通行手形）を改めさせるだけでなく、臼杵城下へ行く者には岩戸口屋番所発行の鑑札を渡せと命じている。旅人は岩戸口屋番所から発行された鑑札と切手を臼杵城下入り口にある平清水口屋番所で提示しなければならない。つまり臼杵城下へ行く者は二重の身分証明を持参しなければならないのである。

もし不審な者がいて、岩戸口屋番所で判断できないときは三重市の代官所に連絡して通してよいか、どうかを伺えといひ、城下に行かないで、臼杵領内の何処か、日向や佐伯などに行く者には鑑札を渡す必要はないということから考えて、明らかに臼杵城および城下警衛の意図をもつ違書である。

また、旅人や物貰いは一切、領内に入り込ませるな。それらの人物が、たとえ僧侶や尼、神職・占者の形をしようとして遠慮なく追い返せ、土地の者、他国の者とも見分けのつかぬ者は厳重に聞きたさせといひ。後段は領内治安・秩序の維持を意図している。

「臼杵時代考」に臼杵藩では、慶応2年5月、兵庫警衛の命令があり、異変の節は城中と原山の鐘・太鼓打ち交じりを鳴らす。その時は登城せよという命令も出されている。また、同月、旅人取締の命令を出し、新町の長屋を取締役所に充て、警固屋・末広・熊崎・竹場に新たに番所を設けて警備体制を固めている。

江戸時代後期に至って、幕藩政治が衰退の域に達すると、臼杵藩も例外なく藩政改革に狂奔することになる。村瀬庄兵衛による天保改革では「入るを固めて出るを制する」徹底した政策が取られた。この政策のもとで密売買を取り締まった岩戸口屋番所は領内経済立て直しに大きな役割をもっていたと考えられる。

また、文久年間、岡藩では小河一敏ら尊王攘夷派の活動が盛んとなり、尊王攘夷論者が旅人に変装して臼杵領内に入り込み、藩体制を動揺させる懸念も生じた。岡藩境にある岩戸口屋番所は、この面からも警衛上、重要な役割を果たしたと考えられるのである。

参考までに岩戸口屋番所がわずかながら記された文学作品を掲げてみよう。吉村昭「ふぉん・しいほととの娘」は、江戸時代末期に来日したシーボルトの娘お稲が四国の二宮敬作の元に医学修行に行く途中の様子を次のように記している。

「牧口、柿木の各村落を過ぎ、岩戸川という川のほとりに出た。その川の中に塚が立っていて、対岸は臼杵領という文字がきざまれていた。

一行（お稲・千代・吉兵衛ら）は渡し船で川を渡り、番所で切手の改めを受け、玉田村をへて夕刻に三重の町に着いた。」

この文には岩戸口屋番所と付近の地理が正確に記述されている。小説ではあるが岩戸口屋番所の通常の役割が描かれているように思う。

5 むすび

明治時代となって藩境が取り除かれ、岩戸口屋番所は臼杵藩警衛拠点としての役割を終えた。しかし、明治時代中期に新道が開削されるまで江戸時代の道は残されて、茶屋で憩う旅人も少なくなかったであろう。西南戦争の際も官・藩両軍の兵士たちは番所跡に苦惱の足跡を記したに違いない。

幸い、大分県教育委員会の詳細な調査と大分県の精緻な工事計画の配慮・施工によって岩戸口屋番所の相当部分が保存されるということである。

是非とも番所に植栽された梅の木と積まれた石垣、排水溝、石畳など当時の面影を可能な限り残し、江戸時代の交通資料の一端として後世に伝えたいと思う。

付 記

史料の収集・披見に当たって、とくに大分県先哲史料館・大分県立図書館・臼杵市立図書館・三重町立図書館・三重町中央公民館・小高謙一、正和家・丈六寺・河野信義氏・平山竜一氏にお世話になりました。厚くお礼を申し上げます。

報 告 書 抄 録

フリガナ	トグチイセキ
書名	戸口遺跡
副書名	国道502号線道路改良工事に伴う調査
巻次	
シリーズ名	大分県文化財調査報告書
シリーズ番号	第136輯
編著者	綿貫 俊一 芦刈 政治
編集機関	大分県教育委員会
所在地	〒870-0021 大分県大分市府内町3-10-1
発行年月日	2002年3月29日

フリガナ 所収遺跡名	フリガナ 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査 面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
トグチイセキ 戸口遺跡	オホイトクサンゴノクニニエマチ 大分県大野郡三重町 大字久田字中尾 720～734番地	41	541092	32°58'26"	131°32'58"	平成13年 2月20日 ～ 平成13年 3月15日	900m ²	道路建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
トグチイセキ 戸口遺跡		江戸時代 後期	石垣 水路 石段 道路	陶磁器 榎 石塔	竹田と臼杵を結ぶ旧往還旧臼杵藩岩戸屋 番所跡の石垣

国道502号線道路改良工事に伴う調査

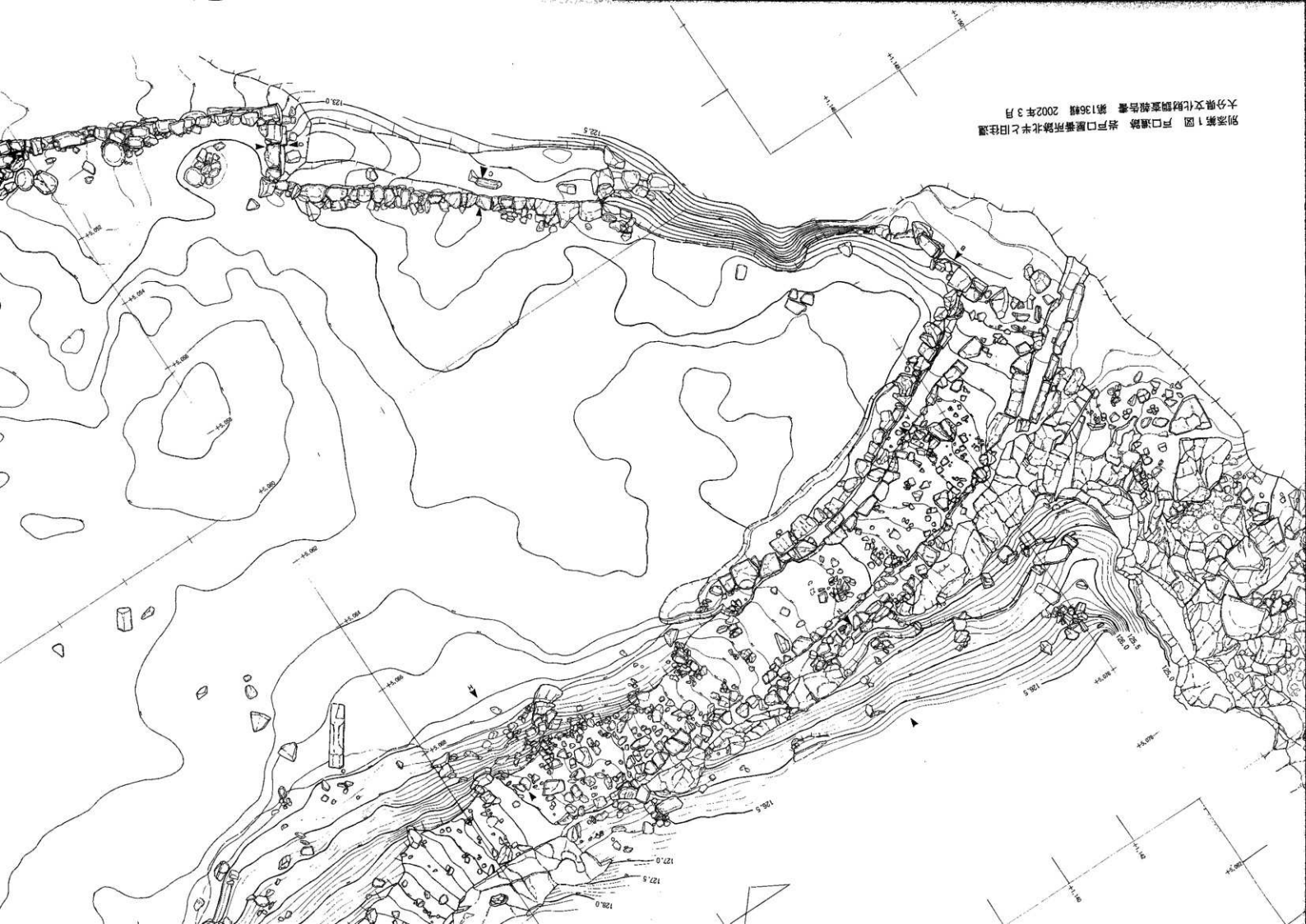
戸口遺跡

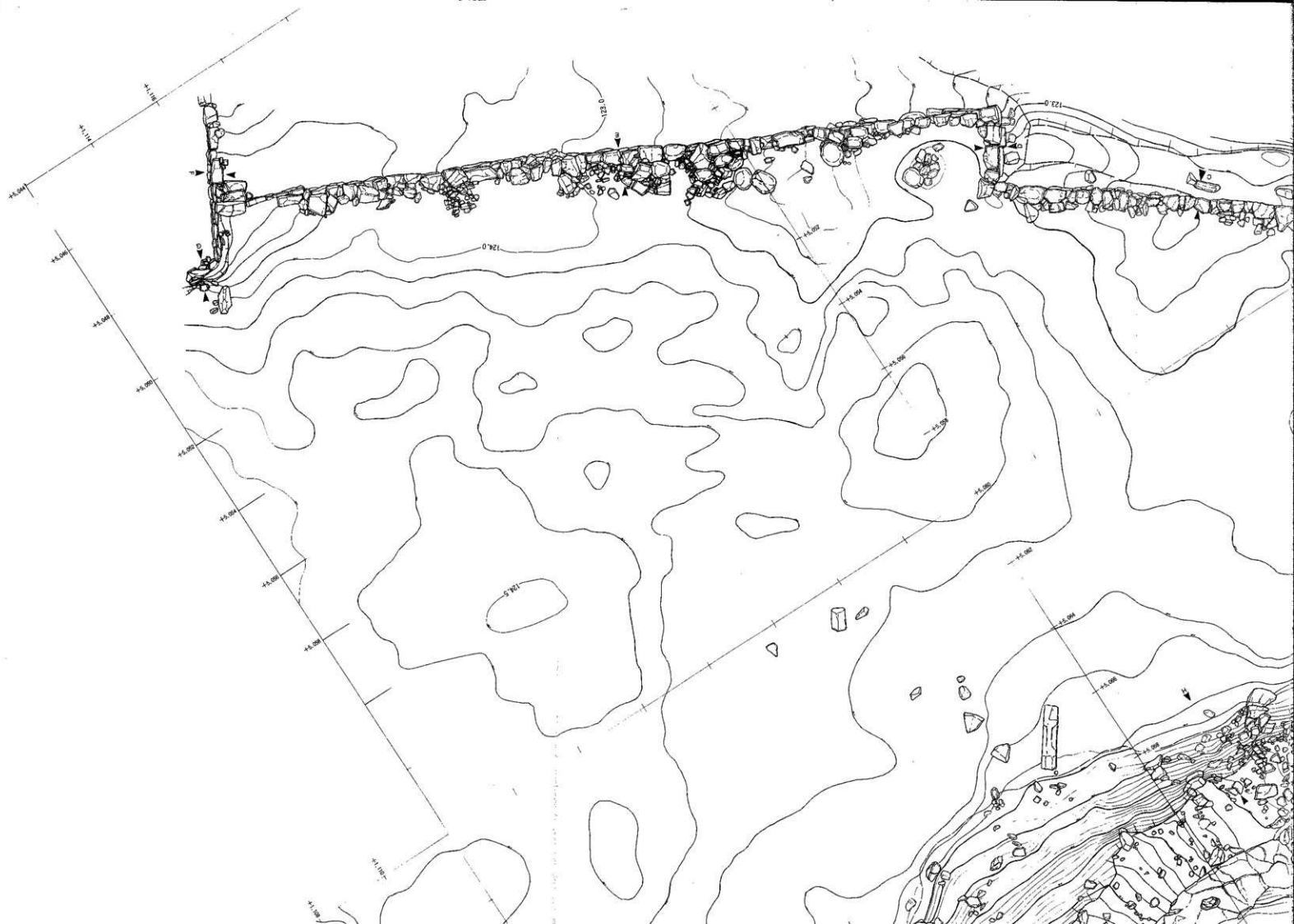
大分県文化財調査報告書 第136輯

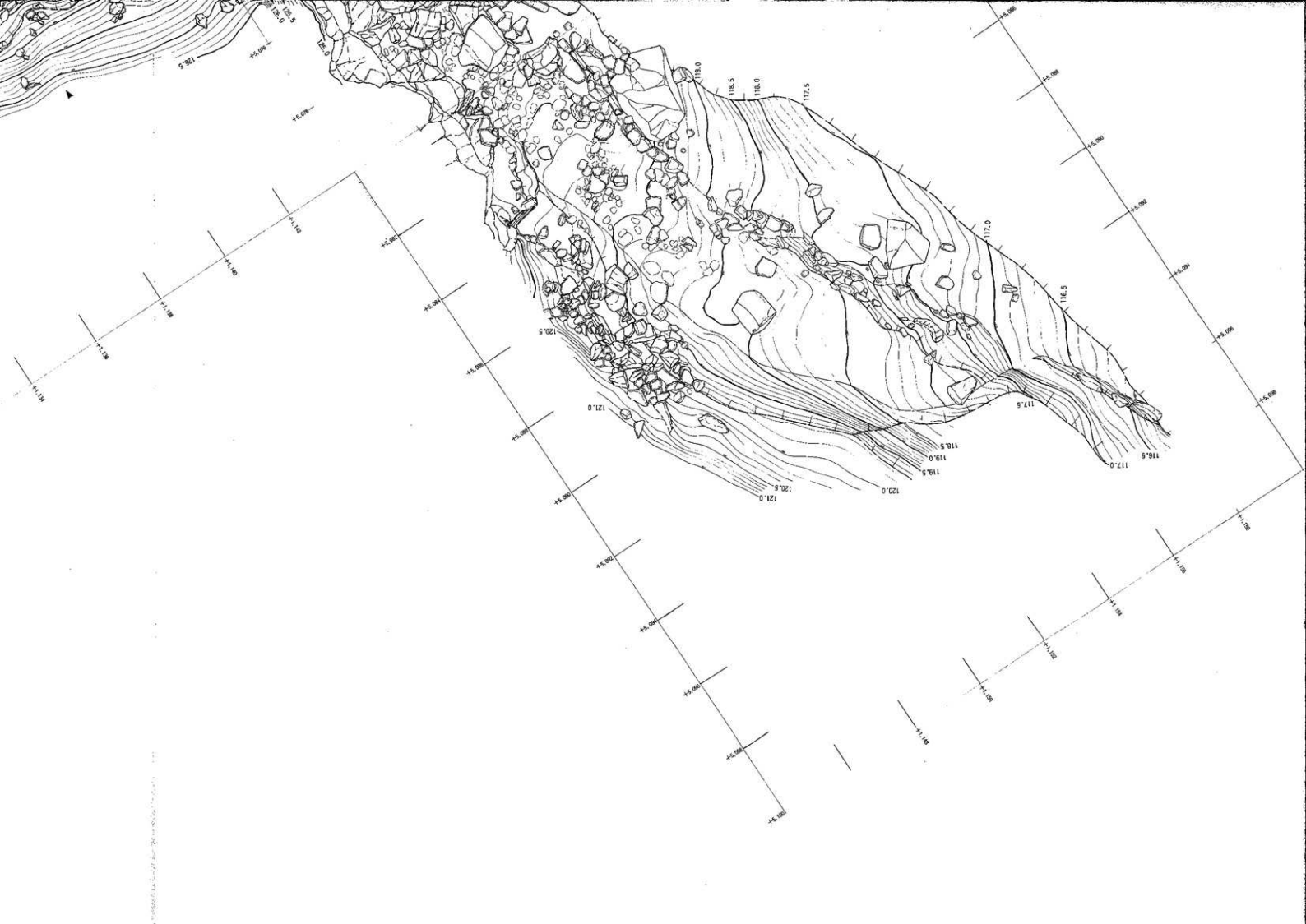
平成14年3月29日

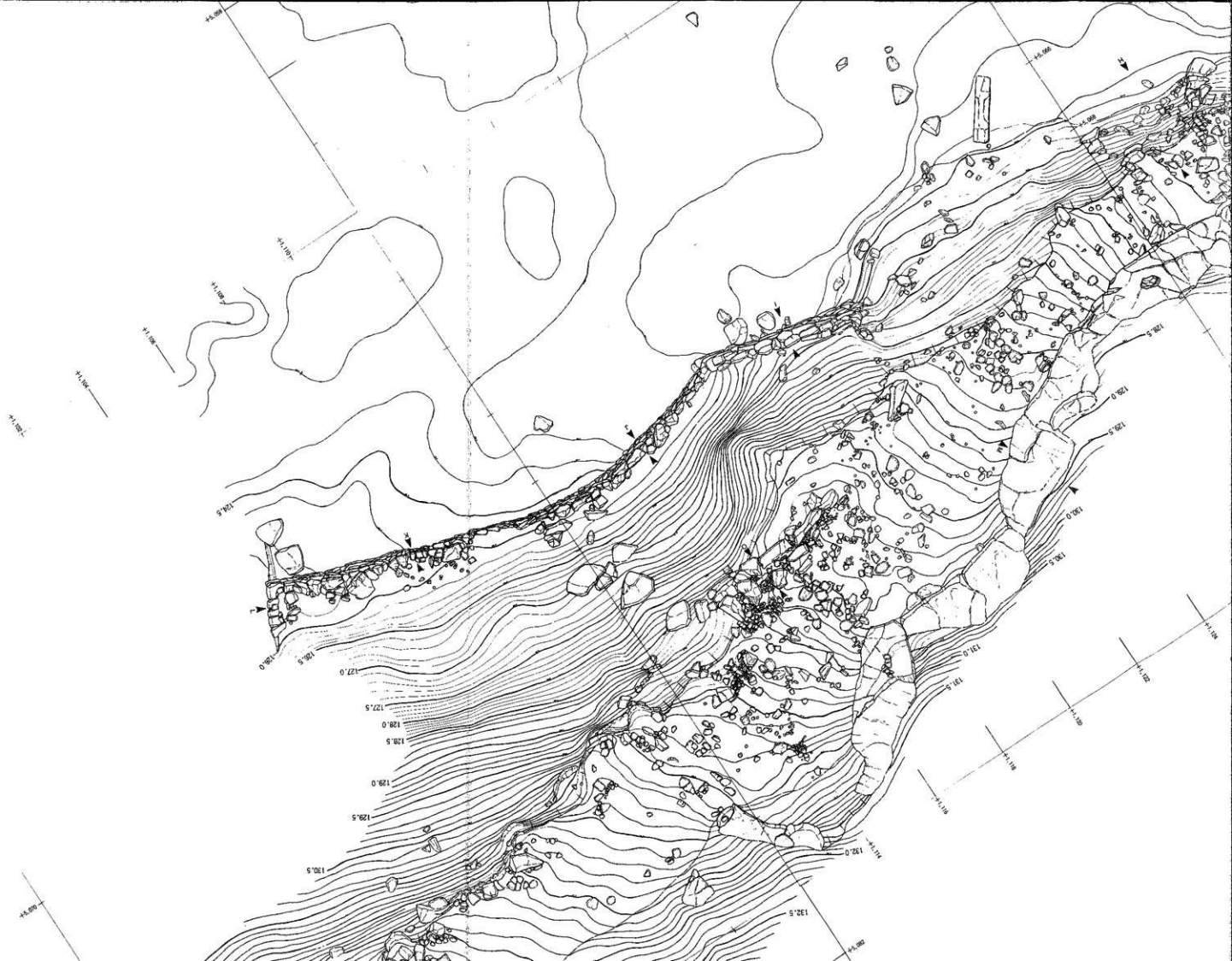
発行 大分県教育委員会
大分県大分市府内町3-10-1

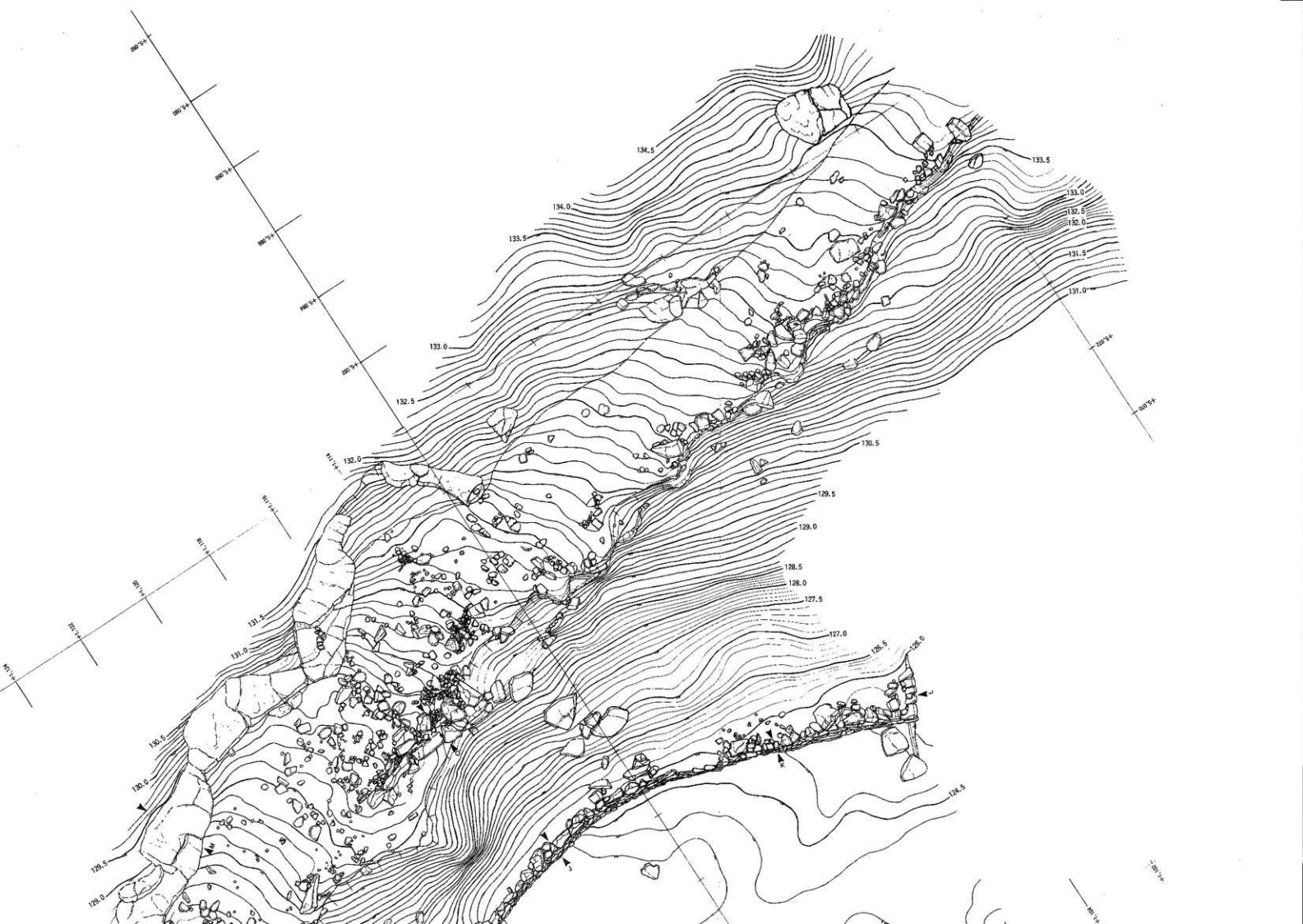
印刷 佐伯印刷株式会社
大分県大分市占国府1155-1





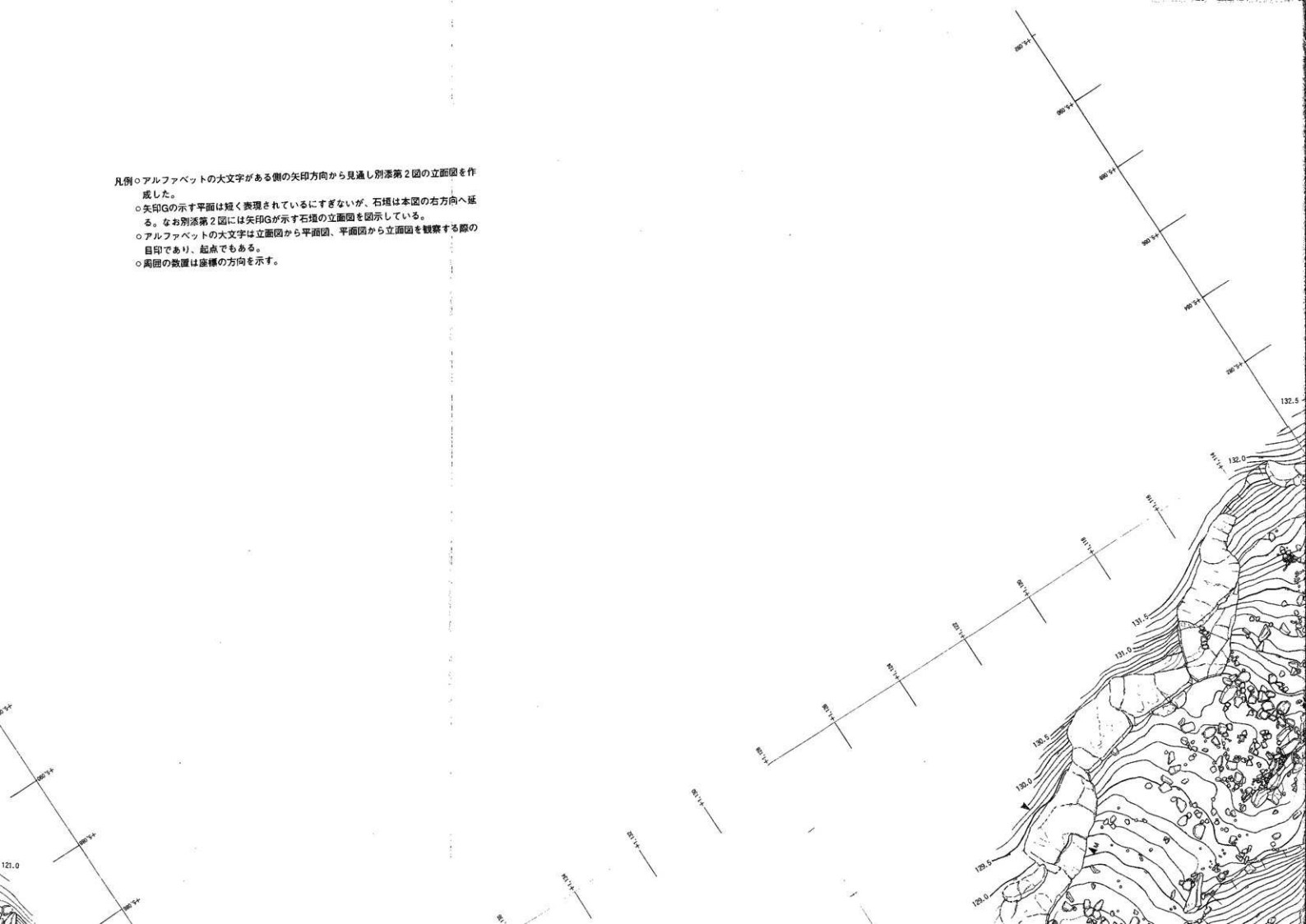






凡例○アルファベットの大文字がある側の矢印方向から見出し別添第2図の立面図を作成した。

- 矢印Gの示す平面は短く表現されているにすぎないが、石垣は本図の右方向へ延る。なお別添第2図には矢印Gが示す石垣の立面図を図示している。
- アルファベットの大文字は立面図から平面図、平面図から立面図を観察する際の目印であり、起点でもある。
- 周囲の数字は座標の方向を示す。



凡例○アルファベットの大文字がある側の矢印方向から見渡し別添第2図の立面図を作成した。

○矢印Gの示す平面は短く表現されているにすぎないが、石垣は本図の右方向へ延る。なお別添第2図には矢印Gが示す石垣の立面図を图示している。

○アルファベットの大文字は立面図から平面図、平面図から立面図を観察する際の目印であり、起点でもある。

○周囲の数値は座標の方向を示す。

